

なものがある場合には、これは鉄道を引くことが非常に経済的であるし、合理的であるということに相なるかと思うわけでございますが、現在の段階ではまだ鉄道を引くような段階ではないのではないかと私ども考えておりまして、いま沖縄につきまして鉄道を引くという具体的な計画を持っておりません。

それからモノレールでございますが、これも計画自体はまだ持つておりますが、ただモノレールの施設としての性格ということを考えてみますと、これは高速鉄道に比べましてはるかに輸送力が小さいわけでございます。したがいまして、高速鉄道の要求されるような輸送力というようなものでなくともこれを引く可能性もあるわけでございまして、一方高速鉄道とは別の意味の快適性その他もあるわけでございまして、そういううな面を考慮いたしまして今後沖縄につきましてのモノレールというものを検討してまいらなければならぬというふうに考えております。

○山田勇君 局長も御承知のように、大都市及びその周辺の通勤通学等の輸送需要は年々増大の一途をたどりまして、毎朝、毎夕のラッシュのものすごいさは、会社なり学校に到着した時点ですでに相当のエネルギーを消費し、著しく疲労した状態で勤務なり勉強につくというのが日常であります。また、この通勤通学ラッシュの過密ダイヤは、たびたび起る事故にも見られますように、人命の上にも大きな危険を与えております。全く憂慮いたしません。こういったことを勘案してこのたびの公団法の一部を改正するということですが、乗客の側から見ればおそきに失したといふはありません。

さて、すばりと言つて、この法改正でこのようない通勤地獄は解消できるとお考えになつておりますが、率直なお考えをまず聞かしていただきたいのです。

○政府委員(山口真弘君) 大都市におきまする通勤学輸送でございますが、これは何と申しましても、鉄道の性格等を考えてみると、大都市に

おきましては、高速鉄道というものを中心として、そしてバスその他がこれを補完した形で大都市の交通需要をまかなっていくというよりはしかたがないことじゃないかと思うところでございまして、これによってただいま先生御指摘のような市の交通需要をまかなっていくというものにまつして、国鉄、地下鉄、私鉄とそれぞれの交通機関がございまして、このいざれをも整備をしておけばならぬというわけでございます。しかしながら、私鉄は大都市の交通におきまして周辺部の交通を主として担当いたしておるものが多い。都心部にも一部入っておりますが、周辺部のウエートというものが非常に多いわけでございます。しかも、大都市におきまする人口の集中の度合いというのは、周辺部の人口の増加の度合が非常に大きいわけでございます。それが、都心部における増大というものと相ましまして、私鉄の輸送需要が非常にあえ、また私鉄の役割りが非常に大きくなつておるわけです。そこで、そいつたよな需を対応いたしまして、従来私鉄が輸送力増強、安全運転、保安工事というものをやってますから非常に混雑をしている状態でございますので、これを何とか二〇〇%以下に押えていかなければなりません。こういうふうに考えておるわけでございまして、一挙に私どもこれによつて混雑の解消ができるとは考えておりませんが、現在二一五%程度のものを二〇〇%に切つた姿にまでどうしても持つていかなければならぬ、このよう考えて、その一環として整備をしたい、こういうことでござります。

このもとのほうの輸送力の増強というのも、先ほどの輸送力の増強とあわせて考えまして、そしてそのもとのほうが支障のないような指導といふものは、当然私どもやってまいるわけでござります。で、その次の問題といたしましては、そういうふうにしてもとのほうを指導し、また整備を促進をする場合におきまして、このやり方でございますが、これは今度の法律におきまして、一応複々線化というものにつきましては、これは対象といったすわけでございます。したがいまして、今度公団がそういう複々線化の部分というものにつきましての工事をするということも可能でございます。したがいまして、それに対する、この公団方式によるところの国家助成ということも可能でございます。それからさるに、当該私鉄事業者に対しまして私ども指導をいたしましたから、その当該私鉄事業者が自分の力でそれをやりたいといふこともあるわけでございまして、これに對しましては、開発銀行等の融資——これは利子が安いわけでございますが——といったようなものを積極的に利用いたしまして、そしてその整備を促進するように私ども指導してまいりたい、こういふふうに考えております。

○山田勇君 とにかく、この交通政策というものは、日本におきましてはいつも後手後手と回つているというふうに私は思いますし、きのうの小柳委員の質疑に対して、国鉄总裁も、ニーカー・タウンができてしまつてから鉄道などをしようというふうなことで、たいへん国鉄側としても困るというふうに考へております。

○政府委員(山口真弘君) 先生おつしやいますとおり、鉄道の輸送力の増強が從来後手後手に回つておったということは、先生御指摘のとおりでございます。何と申しましても、国民の足として、また生活の基盤たる性格を持つておるわけでござりますから、どうしても先行的に費用も確保いたします。何と申しましても、国民の足として、また生活の基盤たる性格を持つておるわけでござりますから、どうしても先行的に費用も確保いたしまして、そして少しでも通勤の混雑あるいはその苦痛というものを解消しなければならないものだと思つております。

それで、ただいま先生御指摘のございましたように、なかなかすわってまでいくといふような状態には至りません。二〇〇%といましても、これはただ定員百に対しまして二〇〇%といふことでござりますから、相当の混雑でござります。私も、将来の構想といたしましては、一五〇%ぐらゐにまでしていく。これは、都市交通審議会等におきましても、そういう構想で整備をしようじゃないかといふことを考へておるわけでございまして、どうしてもそこまではやつていかなければいけない。それが、いかがでしょ

う。○國務大臣(丹羽喬四郎君) ただいまいろいろ適切な御意見を拝聴いたした次第でござりますが、根本は、やはり過疎過密、この対策をいかにして樹立するかということに私は尽くると思います。新全総におきましては、国土の均衡ある発展ということを一番の大前提にしております。これができると、いま御叱正もいたいたいた次第でございますが、どうしても運輸行政というものは、あと追いあと追いになりまして、一般の住民の方に御迷惑をかけるといふことになる次第でござりますが、御承知のとおり、東京、大阪はすでにもう都市機能としては一ぱい、満度ではないかと

よろしい表現で一応國民を納得させようとしましたが、一向に改善されておりません。それはもう当の局長が——先日もある会合でお話を聞きましたが、これが本当にへん歎服いたしたのですが、自分みずから通

はよくわかります。

そこで、今回のこの法案ですが、新線ができるということによって、沿線開発と申しますか、そういう開発がされます。そこで、先ほど言いましたように、新線だけじゃなく、既設線にでもつてしまつたように、テッショの中を役所にかけつけるというようなことでござります。そこで、何か愛情の欠けた交通輸送政策が原因と私は思うんですが、局長、いかがですか。

うに考へておるわけでございます。今後とも御鞭撻のほどお願いいたします。

○山田勇君 現実の輸送の混雑の緩和が急務で、これの解消に局長も全力をあげているということはよくわかります。

そこで、今回のこの法案ですが、新線ができるということによって、沿線開発と申しますか、そういう開発がされます。そこで、先ほど言いましたように、新線だけじゃなく、既設線にでもつてしまつたように、テッショの中を役所にかけつけるというようなことですが、と同時に、そ

ういうふうな、どう言うのですか、生産機能の

分散立地、学校だと文教機能、都市周辺、また

導もやつしていくということですが、と同時に、そ

ういうふうな、どう言うのですか、生産機能の

分散立地、学校だと文教機能、都市周辺、また

過疎地帯もあり、私どもの一番悩みに思いますのは、過疎・過密の対策でございます。輸送におきましては、過疎対策といったらしては赤字経営に苦しみ、また通勤対策にいたしましても、時間別がございまして、ラッシュ時は非常に多い。いまお話をございました、二四〇%も乗車をしていました。しかしながら、もう昼間になるとがらがらであります。しかしながら、こういうふうな状態でございます。その点で、通勤の時間差も、いませつかり内閣の交通対策委員会でやつておりまして、三十分置きくらいの要請をしてやつておりますが、三十分置きくらいでいいものかどうか、こういう問題もございます。それらを勘案して、やはり総合的にやつてまいりませんと、これはならぬものじやないか。いま総合的な対策が一番必要でございますので、私どももその点で、関係各省と十分連絡をとりまして、御意見を十分踏まえまして、これらの対策、おくれせで恐縮でございますが、やつてしまひたいと、こういうふうに思つておる次第でございます。

〔委員長退席、理事江藤智君着席〕

○山田勇君 民間私鉄の力だけでは、今後の輸送力の増強はなかなかやつていけない。そこで国が手をかそうということですが、巨額の資金が必要ということになれば、その建設の過程によほど能率のよい運営をやらなければいけないと思ひます。これは運営が悪ければ、非能率的になります。非能率的になれば、言いかえれば、コスト高になつてきます。そうしますと、利にさといし私鉄経営者が、ありがとうございましたと言つてそれを引き受けるかどうか、その辺もちょっと不安です。その点いかがでしようか。

○政府委員(山口真弘君) この鉄道を私鉄が經營いたしまする関係で、私鉄事業の性格といったしまして、当然、収支採算ということを非常に大きく考へることは、これはもうお説のとおりでござります。したがいまして、そういう意味からいきます。この建設につきましては、これをやはり、何と申しますか、合理的な価額で建設をしなけれ

ばいけない。そのためには、その建設に要する費用といふもの、建設費用をできるだけ安くしていく必要があります。そのためには、いま公団自体の建設のしかたというのも、効率的にやつていかなければいけないわけでござります。それらを勘案して、やはり総合的にやつてまいりませんと、これは私鉄としても対処できないということに相なるかと思います。そういうような観点に立ちまして、私ども、この法律の中におきましては、この設計その他等々も考え方を合わせまして、鉄道建設公団は、この工事実施計画といふのを、私鉄の工事実施計画といふのと合致させるというようなことによりまして、設計等の適合性と工事の実施等につきましては、これは私鉄の技術、能力というようなものを十分に利用するという形によりまして、能率的かつ効率的な建設といふのをしてまいりたいと、このように考えております。

○山田勇君 私は思うのですが、いつそ、この資金を貸し付けて、私鉄に建設させるほうが、局長のいまのお話で、何か効率的ではないかと私は考へるのですが、いかがですか。

○政府委員(山口真弘君) 先生のおっしゃいますように、資金の貸し付けによって私鉄に建設をさせるということもあらうかと思ひます。しかし、私どもといたしましては、やはり都市交通の整備といふものを急速にやらなければならぬというこ

とでござりますから、その意味では、全く私鉄の整備といふものにまかせ、そうしてこれを資金の貸し付けによって助成をしていくというだけでは不十分である。従来の実は開発銀行の融資と

いうことによるところの私鉄の建設といふのは、先生おっしゃいましたよな資金の貸し付け方式でございまして、建設費の五〇%を開発銀行から

七分で貸し付けるという助成によりましてやつてあります。したがいまして、そういう意味からいきます。では、私鉄自体の実態からいきますが、なかなかそれだけでは、その意味で資金繰り上非常に有利な点がある

ないわけでございます。そこで、やはり國が公団

をつくりまして、そうして資金の面でも直接に公団がタッチをするということにした。それは、もうちょっと詳しく申し上げますと、問題は三つ実はございます。一つは、私鉄がやります場合には、当然この建設に要する資金を自分が調達をいたしまして、そもそもそれは私鉄としても対処できないということに相なるかと思います。そういうような観点に立ちまして、私ども、この法律の中におきましては、この設計その他等々も考え方を合わせまして、鉄道建設公団は、この工事実施計画といふのを、私鉄の工事実施計画といふのと合致させるというようなことによりまして、設計等の適合性と工事の実施等につきましては、これは私鉄の技術、能力といふのを十分に利用するといふのをしまして、能率的かつ効率的な建設といふのをしてまいりたいと、このように考えております。

そこで、今回は鉄道建設公団が主体となりましてその資金調達を行なう。その中身といたしましては、財政投融資から入り、しかも公団の国の機関としての責任と信用でもって資金の調達ができるという意味での資金調達能力が一つできる。

それからいま一つは、収支採算の面におきまして、できるだけ建設費を安くするという意味におきまして、國の資金運用部資金からの貸し付けをする。これは六分五厘でございますから、資金コ

ストが非常に安い。さらに、特別債を発行するものに対しても、利子補給をするということによりまして収支採算上の問題を解決していく。

それからさらにも、これの建設ができましてから

ことでござますが、通常の私鉄自体が建設を

するといつたしますと、さつそくこれの債券その他

を返還をしていかなければならぬわけでございま

す。それで、それに対しまして、今回のこれの構

造によりますれば、一応公団がつくりまして、完

成後二十五年間の元利均等償還というような返済

の方針をとるといふことにいたしております。そ

ういたしますと、通常の銀行借り入れが約五年な

り十年の期間で返済しなきやならぬ。それから社

債を発行いたしまして、大体七年でございま

す。そういう短期に返済をしなければならぬとい

うような問題に対しまして、二十五年元利均等

償還といふ非常に長期な返済ができるといふこと

で、その意味で資金繰り上非常に有利な点がある

といふふうなところで、私どもは、やはりこの公

団方式でやつたほうがその促進がはかられるといふふうに考えまして、この方式にしたわけでござります。それが、もうちょっと詳しく述べますと、問題は三つ実はございます。一つは、私鉄がやります場合には、当然この建設に要する資金を自分が調達をいたしまして、そもそもそれは私鉄としても対処できないことになります。そういうふうに理屈が出来ましたときに、この新線についての値上げ幅というようなものに対する一つの還元ですら、困難な点がございます。たとえば、抵当はどうするかとか、いろいろ問題がございます。そこで、今回は鉄道建設公団が主体となりましてその資金調達を行なう。その中身といたしましては、財政投融資から入り、しかも公団の国の機関としての責任と信用でもって資金の調達ができるという意味での資金調達能力が一つできる。

それからいま一つは、収支採算の面におきまして、できるだけ建設費を安くするという意味におきまして、國の資金運用部資金からの貸し付けをする。これは六分五厘でございますから、資金コストが非常に安い。さらに、特別債を発行するものに対しても、利子補給をするということによりまして収支採算上の問題を解決していく。

それからさらにも、これの建設ができましてから

ことでござますが、通常の私鉄自体が建設を

するといつたしますと、さつそくこれの債券その他

を返還をしていかなければならぬわけでございま

す。それで、それに対しまして、今回のこれの構

造によりますれば、一応公団がつくりまして、完

成後二十五年間の元利均等償還というような返済

の方針をとるといふことにいたしております。そ

ういたしますと、通常の銀行借り入れが約五年な

り十年の期間で返済しなきやならぬ。それから社

債を発行いたしまして、大体七年でございま

す。そういう短期に返済をしなければならぬとい

うような問題に対しまして、二十五年元利均等

償還といふ非常に長期な返済ができるといふこと

で、その意味で資金繰り上非常に有利な点がある

といふふうなところで、私どもは、やはりこの公

団方式でやつたほうがその促進がはかられるといふふうに考えまして、この方式にしたわけでござります。それが、もうちょっと詳しく述べますと、問題は三つ実はございます。一つは、私鉄がやります場合には、当然この建設に要する資金を自分が調達をいたしまして、そもそもそれは私鉄としても対処できないことになります。そういうふうに理屈が出来ましたときに、この新線についての値上げ幅というようなものに対する一つの還元ですら、困難な点がございます。たとえば、抵当はどうするかとか、いろいろ問題がございます。そこで、今回は鉄道建設公団が主体となりましてその資金調達を行なう。その中身といたしましては、財政投融資から入り、しかも公団の国の機関としての責任と信用でもって資金の調達ができるという意味での資金調達能力が一つできる。

それからいま一つは、収支採算の面におきまして、できるだけ建設費を安くするという意味におきまして、國の資金運用部資金からの貸し付けをする。これは六分五厘でございますから、資金コストが非常に安い。さらに、特別債を発行するものに対しても、利子補給をするということによりまして収支採算上の問題を解決していく。

それからさらにも、これの建設ができましてから

ことでござますが、通常の私鉄自体が建設を

するといつたしますと、さつそくこれの債券その他

を返還をしていかなければならぬわけでございま

す。それで、それに対しまして、今回のこれの構

造によりますれば、一応公団がつくりまして、完

成後二十五年間の元利均等償還というような返済

の方針をとるといふことにいたしております。そ

ういたしますと、通常の銀行借り入れが約五年な

り十年の期間で返済しなきやならぬ。それから社

債を発行いたしまして、大体七年でございま

す。そういう短期に返済をしなければならぬとい

うような問題に対しまして、二十五年元利均等

償還といふ非常に長期な返済ができるといふこと

で、その意味で資金繰り上非常に有利な点がある

といふふうなところで、私どもは、やはりこの公

団方式でやつたほうがその促進がはかられるといふふうに考えまして、この方式にしたわけでござります。それが、もうちょっと詳しく述べますと、問題は三つ実はございます。一つは、私鉄がやります場合には、当然この建設に要する資金を自分が調達をいたしまして、そもそもそれは私鉄としても対処できないことになります。そういうふうに理

屈が出来ましたときに、この新線についての値上げ幅というようなものに対する一つの還元ですら、困難な点がございます。たとえば、抵当はどうするかとか、いろいろ問題がございます。そこで、今回は鉄道建設公団が主体となりましてその資金調達を行なう。その中身といたしましては、財政投融資から入り、しかも公団の国の機関としての責任と信用でもって資金の調達ができるといふ意味での資金調達能力が一つできる。

それからいま一つは、収支採算の面におきまして、できるだけ建設費を安くするといふ意味におきまして、國の資金運用部資金からの貸し付けをする。これは六分五厘でございますから、資金コストが非常に安い。さらに、特別債を発行するものに対しても、利子補給をするといふ意味によりまして収支採算上の問題を解決していく。

それからさらにも、これの建設ができましてから

ことでござますが、通常の私鉄自体が建設を

するといつたしますと、さつそくこれの債券その他

を返還をしていかなければならぬわけでございま

す。それで、それに対しまして、今回のこれの構

造によりますれば、一応公団がつくりまして、完

成後二十五年間の元利均等償還というような返済

の方針をとるといふことにいたしております。そ

ういたしますと、通常の銀行借り入れが約五年な

り十年の期間で返済しなきやならぬ。それから社

債を発行いたしまして、大体七年でございま

す。そういう短期に返済をしなければならぬとい

うような問題に対しまして、二十五年元利均等

償還といふ非常に長期な返済ができるといふこと

で、その意味で資金繰り上非常に有利な点がある

といふふうなところで、私どもは、やはりこの公

団方式でやつたほうがその促進がはかられるといふふうに考えまして、この方式にしたわけでござります。それが、もうちょっと詳しく述べますと、問題は三つ実はございます。一つは、私鉄がやります場合には、当然この建設に要する資金を自分が調達をいたしまして、そもそもそれは私鉄としても対処できないことになります。そういうふうに理

屈が出来ましたときに、この新線についての値上げ幅というようなものに対する一つの還元ですら、困難な点がございます。たとえば、抵当はどうするかとか、いろいろ問題がございます。そこで、今回は鉄道建設公団が主体となりましてその資金調達を行なう。その中身といたしましては、財政投融資から入り、しかも公団の国の機関としての責任と信用でもって資金の調達ができるといふ意味での資金調達能力が一つできる。

それからいま一つは、収支採算の面におきまして、できるだけ建設費を安くするといふ意味におきまして、國の資金運用部資金からの貸し付けをする。これは六分五厘でございますから、資金コストが非常に安い。さらに、特別債を発行するものに対しても、利子補給をするといふ意味によりまして収支採算上の問題を解決していく。

それからさらにも、これの建設ができましてから

ことでござますが、通常の私鉄自体が建設を

するといつたしますと、さつそくこれの債券その他

を返還をしていかなければならぬわけでございま

す。それで、それに対しまして、今回のこれの構

造によりますれば、一応公団がつくりまして、完

成後二十五年間の元利均等償還というような返済

の方針をとるといふことにいたしております。そ

ういたしますと、通常の銀行借り入れが約五年な

り十年の期間で返済しなきやならぬ。それから社

債を発行いたしまして、大体七年でございま

す。そういう短期に返済をしなければならぬとい

うような問題に対しまして、二十五年元利均等

償還といふ非常に長期な返済ができるといふこと

で、その意味で資金繰り上非常に有利な点がある

といふふうなところで、私どもは、やはりこの公

団方式でやつたほうがその促進がはかられるといふふうに考えまして、この方式にしたわけでござります。それが、もうちょっと詳しく述べますと、問題は三つ実はございます。一つは、私鉄がやります場合には、当然この建設に要する資金を自分が調達をいたしまして、そもそもそれは私鉄としても対処できないことになります。そういうふうに理

屈が出来ましたときに、この新線についての値上げ幅というようなものに対する一つの還元ですら、困難な点がございます。たとえば、抵当はどうするかとか、いろいろ問題がございます。そこで、今回は鉄道建設公団が主体となりましてその資金調達を行なう。その中身といたしましては、財政投融資から入り、しかも公団の国の機関としての責任と信用でもって資金の調達ができるといふ意味での資金調達能力が一つできる。

それからいま一つは、収支採算の面におきまして、できるだけ建設費を安くするといふ意味におきまして、國の資金運用部資金からの貸し付けをする。これは六分五厘でございますから、資金コストが非常に安い。さらに、特別債を発行するものに対しても、利子補給をするといふ意味によりまして収支採算上の問題を解決していく。

それからさらにも、これの建設ができましてから

ことでござますが、通常の私鉄自体が建設を

するといつたしますと、さつそくこれの債券その他

を返還をしていかなければならぬわけでございま

す。それで、それに対しまして、今回のこれの構

造によりますれば、一応公団がつくりまして、完

成後二十五年間の元利均等償還というような返済

の方針をとるといふことにいたしております。そ

ういたしますと、通常の銀行借り入れが約五年な

り十年の期間で返済しなきやならぬ。それから社

債を発行いたしまして、大体七年でございま

す。そういう短期に返済をしなければならぬとい

うような問題に対しまして、二十五年元利均等

償還といふ非常に長期な返済ができるといふこと

で、その意味で資金繰り上非常に有利な点がある

といふふうなところで、私どもは、やはりこの公

団方式でやつたほうがその促進がはかられるといふふうに考えまして、この方式にしたわけでござります。それが、もうちょっと詳しく述べますと、問題は三つ実はございます。一つは、私鉄がやります場合には、当然この建設に要する資金を自分が調達をいたしまして、そもそもそれは私鉄としても対処できないことになります。そういうふうに理

屈が出来ましたときに、この新線についての値上げ幅というようなものに対する一つの還元ですら、困難な点がございます。たとえば、抵当はどうするかとか、いろいろ問題がございます。そこで、今回は鉄道建設公団が主体となりましてその資金調達を行なう。その中身といたしましては、財政投融資から入り、しかも公団の国の機関としての責任と信用でもって資金の調達ができるといふ意味での資金調達能力が一つできる。

それからいま一つは、収支採算の面におきまして、できるだけ建設費を安くするといふ意味におきまして、國の資金運用部資金からの貸し付けをする。これは六分五厘でございますから、資金コストが非常に安い。さらに、特別債を発行するものに対しても、利子補給をするといふ意味によりまして収支採算上の問題を解決していく。

それからさらにも、これの建設ができましてから

ことでござますが、通常の私鉄自体が建設を

するといつたしますと、さつそくこれの債券その他

を返還をしていかなければならぬわけでございま

す。それで、それに対しまして、今回のこれの構

造によりますれば、一応公団がつくりまして、完

成後二十五年間の元利均等償還というような返済

の方針をとるといふことにいたしております。そ

ういたしますと、通常の銀行借り入れが約五年な

り十年の期間で返済しなきやならぬ。それから社

債を発行いたしまして、大体七年でございま

す。そういう短期に返済をしなければならぬとい

うような問題に対しまして、二十五年元利均等

償還といふ非常に長期な返済ができるといふこと

で、その意味で資金繰り上非常に有利な点がある

といふふうなところで、私どもは、やはりこの公

団方式でやつたほうがその促進がはかられるといふふうに考えまして、この方式にしたわけでござります。それが、もうちょっと詳しく述べますと、問題は三つ実はございます。一つは、私鉄がやります場合には、当然この建設に要する資金を自分が調達をいたしまして、そもそもそれは私鉄としても対処できないことになります。そういうふうに理

屈が出来ましたときに、この新線についての値上げ幅というようなものに対する一つの還元ですら、困難な点がございます。たとえば、抵当はどうするかとか、いろいろ問題がございます。そこで、今回は鉄道建設公団が主体となりましてその資金調達を行なう。その中身といたしましては、財政投融資から入り、しかも公団の国の機関としての責任と信用でもって資金の調達ができるといふ意味での資金調達能力が一つできる。

それからいま一つは、収支採算の面におきまして、できるだけ建設費を安くするといふ意味におきまして、國の資金運用部資金からの貸し付けをする。これは六分五厘でございますから、資金コストが非常に安い。さらに、特別債を発行するものに対しても、利子補給をするといふ意味によりまして収支採算上の問題を解決していく。

それからさらにも、これの建設ができましてから

ことでござますが、通常の私鉄自体が建設を

するといつたしますと、さつそくこれの債券その他

を返還をしていかなければならぬわけでございま

す。それで、それに対しまして、今回のこれの構

造によりますれば、一応公団がつくりまして、完

成後二十五年間の元利均等償還というような返済

の方針をとるといふことにいたしております。そ

ういたしますと、通常の銀行借り入れが約五年な

り十年の期間で返済しなきやならぬ。それから社

債を発行いたしまして、大体七年でございま

す。そういう短期に返済をしなければならぬとい

うような問題に対しまして、二十五年元利均等

償還とい

○山田勇君 それから、建設後私鉄に引き渡すわけですが、譲渡価額が問題になると思うんですね。が、この決定はどのような方法で行なうのか、説明していただきたい。

額につきまして運輸大臣の認可を受けるということによりましてそれを決定していくということにいたします。

査いたしまして、そういうことでいいといふことになつたものについて建設をさせるということになります。それで、今度のこの公団がこれをやる場合におきましても、そういう工事実行認可と

収期間を要すると思います。しかしながら、そういう段階でいろいろなことが考えられるわけでございまが、私鉄がそれならばそのためにやつていけなくなつて破産したらどうなるという面も

I

○政府委員(山口真弘君) 謙渡価額でございま
が、この基本的な考え方とすれば、まず鉄道建設
公団は、これは私企業ではございません、国の機
関でございますから、全然もうける必要のない性

てはたいへんありがたいことです、まあ私鉄が建設をして私鉄に渡すということになれば、勢い私鉄に有利な条件になるよう思います。それと、低利で長期的な

いうものと合わせた弊の工事実施計画と、いうものを建設公団がつくりまして、そうしてそれに基づいて建設を進めるというかつこうであります第一の問題は解決してまいる。

実は考えなければいけないことがあります。そういう場合も考えて、国のほうとしても損をしてはいけないということも考えておるのでございまして、私どもそういうことにつきましては、議論

100

格の事業でございます。しかしながら、これにかかる金額は、かかる金額といふものは、いわば國の機関が國の責任で調達をし、そして建設をするわけでござりますから、かかる費用は全部回収をしなければなりませんが、かかる費用は全部地方鉄道業者から回収をするというたまえにならざるを得ないというわけでございます。そこで、具体的にこの譲渡の価額をどうするかということにつきましては、この法律によりまして、二十三条で政令の定めるところによつて譲渡し、引き渡しをするということになりましたして、その政令の中におきまして譲渡の価額の基準といふものを書きまして、その価格の基準に従つて譲渡価額を決定していく、こういうふうに考えております。それで、私どもいま考慮をとどめていますのは、政令の内容と、こゝましても、まず

償還ということは私鉄側も望むことですし、国民の側から見れば、私鉄自身と政府の癒着といった疑惑の目もまたあると思うんですが、そういう點で、国民への配慮といいますか、ガラス張りの方法というものが必要だと思います。それはどういうような方法を講じておられますか。

○政府委員(山口真弘君) その点は、先生おっしゃるとおりでございます。何と申しましても、この建設というものは明朗でなければいけません。したがいまして、やはり一番の問題は、どういう施設をつくるかということと、それから、それを引き渡して、どういう価額でこれを譲渡するかということがやはり基本的な問題であろうかと思ひます。

その次に、その私鉄のやり方自体につきまして、
で、譲渡の仕事のやり方、あるいは引き渡しとい
うようなことが、いろいろな公団との間で協議をして
仕事を進めるわけでございます。施設ができるま
すと、今度はその引き渡しをする、それに対しても
譲渡価額をきめるということをございますか、やはり
その根本は譲渡価額を幾らにするかということ
でござります。その譲渡価額に関しましては、
その基本的な問題は政令できめまして、建設費の
範囲をどうするかということは政令できめまして、
さらにその政令できめた具体的な内容につきま
しては、今度は公団から譲渡価額とかその他の引
き渡し価額とかいうものの認可申請を出しまし
て、それを運輸省がきちっと見て審査するとい
う二点になります。なる、その中の段階にこ

代金の債権を保全するために、その私鉄の設備体につきまして、鉄道抵当法という法律に基づきますところの抵当権——財团抵当でござりますが、財團抵当の設定をいたしまして、そうして万が一のことがあればこれの実行ということによりまして債権弁済を受ける、こういう法的な措置を考えております。ただし、こういうような法的なことは、もちろん一応そういう法的措置がしてあるだけということございまして、実際にはそういうものが起こってはたいへんなことでございります。また、私どもといいたしましても、非常に私鉄としては苦しいけれども、とにかく都市近郊でござりますから、長い将来では採算はとれていくこと、いろいろに考えておりますので、そういう長期的な目で見て全体についての盈餘と流失がどうなって

建設に実際にかかりました直接的な建設の費用、それからそれに関連いたしまするところの利子が当然要るわけでございますから、この利子支收い

そこで、どういう施設をつくるかということにつきましては、これはやはり私鉄事業者だけにかってにさせるわけにはいかないのでございまして、それは国として十分その点見なければいかぬか

その次に、その私鉄のやり方自体につきましては、譲渡の仕事のやり方、あるいは引き渡しといふようなことが、いろいろな公団との間で協議をして仕事を進めるわけでございます。施設ができるまではと、今度はその引き渡しをする、それに対しても譲渡価額をきめるということをございますが、やはりその根本は譲渡価額を幾らにするかということをございます。その譲渡価額に關しましては、その基本的な問題は政令できめまして、建設費の範囲をどうするかということは政令できめまして、さらにその政令できめた具体的な内容につきましては、今度は公団から譲渡価額とかその他の引き渡し価額とかいうものの認可申請を出しまして、それを運輸省がきらつと見て審査するといふ形でございます。なお、その途中の段階におきまして、公団の出資計画あるいは事業計画その他につきましては、国として認可をするという形で支障のないようしていく、こういう十分な監督

代金の債権を保全するために、その私鉄の設備が体につきまして、鉄道抵当法という法律に基づきますところの抵当権——財团抵当でござりますが、財團抵当の設定をいたしまして、そうして万が一のことがあればこれの実行ということによりまして債権弁済を受ける、こういう法的な措置を考えております。ただし、こういうような法的なことは、もちろん一応そういう法的措置がしてあるだけということございまして、実際にはそらいうものが起こってはたいへんなことでござります。また、私どもといたしましても、非常に私鉄としては苦しいけれども、とにかく都市近郊でござりますから、長い将来では採算はとれていくべくあわせてございますから、事実上いまのような目で見て全体としての経営を私鉄が行なつて、いくわけでござりますから、事実上いまのようなことは起こり得ないというふうに考えておるわけでござります。

の費用、それからいま一つは、たとえば、こまかい話になりますけれども、債券の発行費だとか銀行手数料などからいふやうなものもございますし、その他他の管理費というふうなものがござります。

わけでございます。それで、國として、たとえば当該施設の設備が國民の便益にかなつておるかどうか、あるいは他の鉄道と直通している場合に、その直通関係がうまくいっているかどうかといふ点でござります。

で、譲渡の仕事のやり方、あるいは引き渡しといふようなことが、いろいろな公団との間で協議をして仕事を進めるわけでございます。施設ができましたと、今度はその引き渡しをする、それに対して譲渡価額をきめるということでございますが、やはりその根本は譲渡価額を幾らにするかということとでござります。その譲渡価額に關しましては、その基本的な問題は政令できめまして、建設費の範囲をどうするかということは政令できめまして、さらにその政令できめた具体的な内容につきましては、今度は公団から譲渡価額とかその他の引き渡し価額とかいうものの認可申請を出しまして、それを運輸省がきちつと見て審査するということにいたします。なお、その途中の段階におきまして、公団の出資計画あるいは事業計画その他につきましては、国として認可をするという形で支障のないようにしていく、こういう十分な監督体制をとつております。

代金の債権を保全するために、その私鉄の設備資金につきまして、鉄道抵当法という法律に基づきますところの抵当権——財团抵当でござりますが、財團抵当の設定をいたしまして、そうして万が一のことがあればこれの実行ということによりまして債権弁済を受ける、こういう法的な措置を考えております。ただし、こういうような法的なことは、もちろん一応そういう法的措置がしてあるだけということをございまして、實際にはそぞういうものが起こってはたいへんなことでござります。また、私どもいたしましても、非常に私鉄としては苦しいけれども、とにかく都市近郊でござりますから、長い将来では採算はとれていくこと、いうふうに考えておりますので、そういう長期的な目で見て全体としての経営を私鉄が行なつていくわけをございますから、事實上いまのようなことは起こり得ないというふうに考えておるわけですがござります。

ういったようなものも当然建設費に含めまして、そして私鉄から回収するということになりますから、といったようなものを政令の中に書きま

設、設備をつくる場合には、工事施行の認可といふ
ようなこと、全部を判断する必要がございま
したがいまして、そういう判断に基づいて、施

代金の債権を保全するために、その私鉄の設備本体につきまして、鉄道抵当法という法律に基づきますところの抵当権——財团抵当でござりますが、財團抵当の設定をいたしまして、そうして万が一のことがあればこれの実行ということによりまして債権弁済を受ける、こういう法的な措置を考えております。ただし、こういうような法的なことは、もちろん一慮そういう法的措置がしてあるだけということをございまして、実際にはそぞらいうものが起こってはたいへんなことでござります。また、私どもいたしましても、非常に私鉄としては苦しいけれども、とにかく都市近郊でござりますから、長い将来では採算はとれていくこと、いうふうに考えておりますので、そういう長期的な目で見て全体としての経営を私鉄が行なつていくわけござりますから、事実上いまのようなことは起こり得ないというふうに考えておるわけでございます。

て、そしてそれを基準として譲渡価額を決定する
というふうにいたすわけでござります。なお、目
的的な譲渡価額をきめる場合には、これは国と一
てやはり審査をする必要がある、国家的な公団が

う手続がございます。それにはたとえば線路の規格から、駅の規格から、出入り口をどこにつくるかというところまで工事施行認可の中に含まれます。そういう点を私鉄が国に対し

その次に、その私鉄のやり方自体につきましては、譲渡の仕事のやり方、あるいは引き渡しといふようなことが、いろいろの公団との間で協議をして仕事を進めるわけでございます。施設ができるとすると、今度はその引き渡しをする、それに対しても譲渡価額をきめるということだと思いますが、やはりその根本は譲渡価額を幾らにするかということだと思います。その譲渡価額に關しましては、その基本的な問題は政令できめまして、建設費の範囲をどうするかということは政令できめまして、さらにその政令できめた具体的な内容につきましては、今度は公団から譲渡価額とかその他の引き渡し価額とかいうものの認可申請を出しまして、それを運輸省がきめりと見て審査するといふことにいたします。なお、その途中の段階におきまして、公団の出資計画あるいは事業計画その他のにつきましては、国として認可をするという形で支障のないようにしていく、こういう十分な監督体制をとっております。

○山田勇君 よくわかりました。

○政府委員(山口真弘君) 鉄道建設は非常に採算第一に合わない設備投資でございます。したがいまして、これをたとえば建設をし、そうしてそれによって建設公団から私鉄に譲渡いたしましたらなくとも、赤字經營になつたときの対策といふものはお持ちですか。

代金の債権を保全するために、その私鉄の設備備体につきまして、鉄道抵当法という法律に基づきますところの抵当権——財団抵当でござりますが、財団抵当の設定をいたしまして、そうして万が一のことがあればこれの実行ということによりまして債権弁済を受ける、こういう法的な措置を考えております。ただし、こういうような法的なことは、もちろん一応そういう法的措置がしてあるだけということでおざいまして、實際にはそぞらいうものが起こつてはたいへんなことでございます。また、私どもいたしました、非常に私鉄としては苦しいけれども、とにかく都市近郊でござりますから、長い将来では採算はとれていくことになります。また、ふうに考えておりますので、そういう長期的な目で見て全体としての經營を私鉄が行なっていくわけござりますから、事實上いまのようなことは起こり得ないというふうに考えておるわけでございます。

○山田勇君 ちょっとと話が飛躍するかもわかりませんが、局長も御承知のとおり、大阪の泉北鉄道というものがございます。これは新しい地方団体として私鉄とで総合的につくった鉄道ですが、それと今度の鉄建の法案とのかみ合わせと申しますか、何かそういうふうなお考えござりますでしょうか。思います。そうした場合、御承知のとおり、あのいきさつは、南海電鉄は当然採算ベースに乗らなければなりませんして、今度当然泉州の開発といふことは考えられますし、もうすでに開発に入るとしても少し詳しく言えば、いま現在敷かれているのは東北でありまして、今度当然泉州の開発といふことは考えられますが、もうすでに開発に入ると思ひます。そうした場合、御承知のとおり、あのいきさつは、南海電鉄は

がったわけです。新しい体系でできたわけですが、それと、今度かりに南海がこの方法を講じまして、これを適用されていいところだけ泉州に乗り入れてしまふというふうな問題が出るか出ないか、またその泉北鉄道と南海電鉄との関連といふようなものがどういう形にあらわれてくるかというふうなことをわかれれば教えていただきたいんですが。

指摘いただきましたように、いまの総合交通政策とすることは、もう非常に、いま国民の生活にとりましてこのくらい緊急なことはないと私ども感じておる次第であります。これをどういたしましても確立をいたしまして、ことに私のほうの仕事は具体的実践でござりますから、それに対しまする線路の増強あるいは車両の編成の増加をはかるというようなことをいたしまして、最後までとしていくこと

○委員長(木村睦男君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——他に御意見(よしん)ございませんか。

ました道路運送車両法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

近年、わが国における自動車の保有台数は著しく増加し、自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止は、ますます重要な問題となってきておりますが、政府におきましては、車両検査制度を中心として、保安基準の強化、定期点検整備の励行等によりこれに対処してきているところであります。

が必要であります。また、過疎地帯におきましては、経営困難なものに対しましては、やはり国家が助成をいたしまして、そうして過疎地帯の輸送機関の確保はしなくちゃならぬという問題も出てくる次第でございます。これらを勘案をいたしましたると、交通社会資本、國からの助成というものがござります。

意見をいたわれば、言論は終局したものと読みて御異議ございませんか。
○委員長(木村陸男君) それでは、これより採決に入ります。

軽自動車につきましては、従来、整備不良による事故率が一般車に比して小さかったこと、軽自動車の保有台数が少なかつたこと等の理由から検査を実施せず、主として、定期点検整備の義務づけ等使用者側の保安対策にまかせてまいったところであります。最近におきましては、軽自動車

非常に臆大なものになつてくると思つてゐる次第であります。先ほどからもお答え申しましたとおり、私鉄企業におきましても、すでにもうそれだけにまかしておく——開発利益も相当還元しておるわけでありますが、それだけにまかしておきますると、ほんとうに必要な線路の増強はできません。最近におきまして、幸いにして開発利益その他におきまして私鉄企業は黒字には大体なつております——大企業は大体黒字にはなつております——

〔賛成者挙手〕
○委員長(木村睦男君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
「なほ、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。」
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

ですが、しかしだ大体鉄道 자체でもつてどのくらいの黒字になつておるかということは非常に疑問で、また線路の増強が非常に欠けておるということですので、今回はその第一歩として踏み出します。

○委員長(木村睦男君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。
午後は一時三十分より再開することとし、これにて休憩いたします。

た次第でございます。先日来の御質問にもあります
したとおり、これは初めて踏み出した政策でござ
いますので、まだまだ現実の混雑緩和の需要を充

午後零時二十八分休憩

足するというわけにまいりません。率直に言つ

午後一時四十分開会

て、その一步を踏み出した次第であります。」

○委員長(木村睦男君) ただいまから運輸委員会

れによりまして、将来ますます先生方の御鞭撻も

を再開いたします。

いただきました、その助成を拡大してまいりました、早急にそれらの点につきまして私ども努力を

道路運送車両法の一部を改正する法律案を議題といたします。

いたしてまいりまして、大都市交通緩和の一助を

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。丹羽重倫大臣。

十分結果たいたい こういふふうを思つておる次
第でありますので、御了承願いたいと思ひま

支那通報大臣

でやつておりますのを、一般的な自動車と同じよう型式指定ということを、これは大臣がやられるわけでございます。具体的には、私どものほうの交通安全公害研究所の自動車審査部において技術的な審査をやるということです。

それから民間車検場、指定整備工場の指定といふことも、これは役所のほうが——国がみずから行なうということになつております。

以上がこの法律案の概要でございまして、たゞいまから御審議をお願いいたすわけでございますが、そういう趣旨のものでございまして、この軽自動車の検査の経緯、これは当委員会はじめ各方面の御要望といいますか、これを受けて私ども御審議を願う、こういうものでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長(木村謙男君) これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○岡本悟君 私が御質問申し上げようと思つておきましたことは、自動車局長が御丁寧な補足説明をされましたので、だいぶわかつてまいりました。これは簡単にいくなというふうに思つたのでございますが、二、三御質問申し上げます。

この軽自動車を新しく検査の対象に加えるといふことなんありますけれども、これはまことに理由といふものは、ただいまの大臣の提案理由の説明で多少わかつてきましたが、もう少し局長のほうから詳しく述べたいと思います。

○政府委員(野村一彦君) 軽自動車につきましてただいま御説明いたしましたが、先般私が申し上げましたように、軽自動車を検査するということの大いなねらいは、もとより交通事故の発生を未然に防止して、安全かつ快適な自動車の運行といふことを考へるわけでございますが、その場合に一番問題になります二つの考え方があると思います。一つは、自動車の運行そのものに伴う事故という問題でございまして、これは自動車の個々のユーチーが十分道路交通法その他の関係法規を守

り、そうして自分でできるだけの整備をやって、それで安全な運行をするということでございまして、これはもちろん軽自動車にもございましたよ。これは提案理由の説明書にもございましたよ。従来定期点検整備という制度がございましたが、そこまで、軽自動車にも適用になるわけですね。これは提議議論が自主的にやるというごとにゆだねてまして、これまで定期点検整備といふ制度がございましたが、さしてその検査を実際にやる場合に、この法案では検査事務はいわゆる民間法人である自動車検査協会にやらせるということなんですね。これが一つ問題になるだらうと思うんです。この検査事務を國みずからやらないで検査協会にやらせるといったわけでござります。最近軽自動車の普及に伴いまして、軽自動車のいわゆる車両事故、これは従来よく欠陥車問題といふことが言われましたように、車両の構造、装置に伴う事故でございました。幾らその運転を適正にやつても、車両そのものの構造、装置に問題があるから事故が起つたといわれるようなケースでござります。

〔委員長退席、理事鬼丸勝之君着席〕

こういうものは結局検査を一定の条件に従つてやつて、構造、装置の不良欠陥を防止するということになるわけでござります。その件数を申し上げますと、これはたとえば、一般の自動車について申し上げますと、一万件当たりの車両の事故件数としては大まかに言ひますと、一般自動車の車両、つまり検査対象になつておる自動車の事故の件数でございます。これに對して軽三輪は〇・七三、それから軽二輪は〇・一六ということで、件数としては大まかに言ひますと、一般自動車の車両事故件数というものが一・三〇というのが一般の自動車、つまり検査対象になつておる自動車の事故の件数でございます。これに對して軽三輪は〇・七三、それから軽二輪は〇・一六ということで、件数としては大まかに言ひますと、一般自動車の車両事故件数というものの約半分程度でござります。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、

私ども現在二千三十五万台という全自動車の中のほぼ三分の一くらいを軽自動車が占めておるといふことで、非常に絶対数がふえてきておる。また軽自動車の何といいますか、性能がよくなりました。私どもの保安基準である程度のスピードの制限といふようなことはやつておりますけれども、これを実施いたしましたのは道路運送車両法に基づいて、昭和三十七年度からこれを開始いたしております。したがいまして、もう十一年目になります。しかしながら、先生も御質問の中でおつしやいましたように、この制度は——國がみずから自動車検査をするということでやつてまいつたけれども、これが悲惨な事故につながるということともござりますので、やはり軽自動車の普及とそれから性能の向上、スピードの向上、それから高速走行の機会があつてきました。そ

うことを勘案いたしまして、いわば早めに手を打つて、検査をしてチェックをするということとか、私どもがねてこの軽自動車の検査について研究をし、今回御審議をお願いをする、こういうことでござります。

○岡本悟君 理由はよくわかつたのであります

が、さてその検査を実際にやる場合に、この法案では検査事務はいわゆる民間法人である自動車検査協会にやらせるということなんですね。これが一つ問題になるだらうと思うんです。この検査事務を國みずからやらないで検査協会にやらせるといつたわけでござります。最近軽自動車の普及に伴いまして、軽自動車の何といいますか、これは従来よく欠陥車問題といふことが言われましたように、車両の構造、装置に問題があるから事故が起つたといわれるようなケースでござります。

〔委員長退席、理事鬼丸勝之君着席〕

こういうものは結局検査を一定の条件に従つてやつて、構造、装置の不良欠陥を防止するということになるわけでござります。その件数を申し上げますと、これはたとえば、一般の自動車について申し上げますと、一万件当たりの車両の事故件数としては大まかに言ひますと、一般自動車の車両、つまり検査対象になつておる自動車の事故の件数でございます。これに對して軽三輪は〇・七三、それから軽二輪は〇・一六ということで、件数としては大まかに言ひますと、一般自動車の車両事故件数というものの約半分程度でござります。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、

私ども現在二千三十五万台という全自動車の中のほぼ三分の一くらいを軽自動車が占めておるといふことで、非常に絶対数がふえてきておる。また軽自動車の何といいますか、性能がよくなりました。私どもの保安基準である程度のスピードの制限といふようなことはやつておりますけれども、これを実施いたしましたのは道路運送車両法に基づいて、昭和三十七年度からこれを開始いたしております。したがいまして、もう十一年目になります。しかしながら、先生も御質問の中でおつしやいましたように、この制度は——國がみずから自動車検査をするということでやつてまいつたけれども、これが悲惨な事故につながるということともござりますので、やはり軽自動車の普及とそれから性能の向上、スピードの向上、それから高速走行の機会があつてきました。そ

〔理事鬼丸勝之君退席、委員長着席〕

そのうち第一陣として三十八工場が指定整備工場として指定を受けたわけでござります。

認証工場の数もふえてきておりますが、四十六年の十二月末におきましては認証工場の数が約六万二千工場でございます。そのうち一割強、七千二百二十八工場というものが指定整備工場として民間車検をやつて、こうしたことでござります。

二千工場でございます。自來今日に及びまして、少しずつ

認証工場の数もふえてきておりますが、四十六年

に三十八工場において民間の車検が始まつたわけ

でござります。自來今日に及びまして、少しずつ

認証工場の数もふえてきておりますが、四十六年

の十二月末におきましては認証工場の数が約六万

二千工場でございます。そのうち一割強、七千二百二十八工場というものが指定整備工場として民

間車検をやつて、こうしたことでござります。

いう事情も確かにございましたが、一方では民間の、何といいますか、技術能力、検査能力、整備能力といふものが非常に進んできた。これを活用するということを考えてやつてまいつたわけでございますが、これを申し上げますと、大体昭和四十五年度におきまして、指定整備率と私ども言っておりますが——これはつまり、全自动車の總統査をするその件数の中で、民間の指定整備事業が整備をし、そしてみずから検査をしたバーセンテージでございます。これが二八・三%、つまり三割弱は民間がやってる事で、あと七割弱を

というわけにもいかぬから、認可法人ということにして、その出資は全額政府が出資するといふことで、必要があれば追加出資をすることもできるということにしている。また、あわせて監督を厳重にしまして、そうして政府の代行機関として申しぶんのないものにしよう、こういうことだらうと思うのですね。で、問題はやはり定員とか予算、設備で、こういった点について弾力性のある検査体制のほうが国民にとってもはるかに好ましいと、こういうことが言えるだらうと思うのですが、この点ひとつ確認しておきたいのです。

○政府委員(野村一彦君)　ただいま先生のおっしゃいましたように、検査の人的要員の確保、そ

いう事情も確かにございましたが、一方では民間の、何といいますか、技術能力、検査能力、整備能力といふものが非常に進んできました。これを活用するということを考えてやつてまいつたわけでございますが、これを申し上げますと、大体昭和四十五年度におきまして、指定整備率と私ども言っておりますが――これはつまり、全自動車の継続検査をするその件数の中で、民間の指定整備事業が整備をし、そしてみずから検査をしたパーセンテージでございます。これが二八・三%、つまり約三割弱は民間がやっておった、あと七割強を国がやっておった。こういう状況でございますが、私どもこの時点におきまして計画を立てまして、将来においてはこの比率を逆転させて、そして大体三割程度を国がみずから検査をする。そうしてあと七割は、先ほど申し上げました民間の整備能力、検査能力というものを活用していくのであるうという見通しのもとに、将来は民間のほうが七割ぐらいの検査をするという体制に持っていくこととで進んでまいっておるわけでございます。ただ、現状におきましては、必ずしもその進捗が私どもの当初の考え方どおりいっておりませんで、現在、四十六年におきましては、大体四〇%ぐらいを民間の指定整備工場がやり、六〇%を国がみずからやるという状態でございますが、まあ五十年ぐらいになりますと、先ほど私が申し上げましたように、民間が七割弱、逆に国が三割強程度、大体七、三と、逆になるというような体制にならうかと思います。そういう推移の状態でございます。

○岡本悟君そこで、軽自動車検査協会になぜ行なわせるかという問題になるのですが、いまのお話からまあ大体推察できるのだろうと思うのですけれども、国で直接検査をするという体制でありますと、予算だと定員だと、しばられる要因が多いのであるが、いまのところは、なかなかサービスの徹底を期するわけにはいかない、したがつて、そういう点につきまして弹性性のある方式を用いたほうがいい、こうお話しだと思うのです。しかし、純然たる民間

いうわけにもいかぬから、認可法人ということことで、必要があれば追加出資をすることもできるということにしておる。また、あわせて監督を厳重にしてしまして、そうして政府の代行機関として申しぶんのないものにしよう、こうしたことだらうと思うのですね。で、問題はやはり定員とか予算、設備で、こういった点について弾力性のある検査体制のほうが国民にとってもはるかに好ましいと、こういうことが言えるだらうと思うのですが、この点ひとつ確認しておきたいのです。

○政府委員(野村一彦君) ただいま先生のおっしゃいましたように、検査の人的要員の確保、それから機械等の検査設備の拡充というようなことにつきましては、いろいろとやってまいりましたけれども、必ずしも十分でないというようなことから、ただいま先生のおっしゃいましたように、国にかわって、厳重な監督のもとに、いわば代行機関として國の検査をする。そのほうが、何といいますか、検査の効率、それから施設、人員等の彈力的な運用というようなことを考慮して、国にかわる方法として私ども研究の結果、この検査協会といふ認可法人のシステムを考えたわけでございまして、ねらいといいたしましては先生の御指摘のとおりでござります。

○岡本悟君そこで、車両検査事務をどうするかということにつきましては、普通考えられることは、現在陸運事務所がやっておりますから、その定員をふやしたり、あるいは設備を増強したり、そういう方法もあると思うのです。それからあるいは民間車検場を徹底的に活用するという方法もあるでしよう。しかし、そういう方法についていろいろ検討されたと思うのですが、もう一度確認をおきますけれども、そういう方法ではこの大事な車両検査をやらせるについては民間に全部をかせるわけにはいかない。さればといって、陸運事務所の定員なり設備を増強してやるということになると、またそろそろ予算にしばられて、非常に判断が多くの思うようなサービスができるない。こ

いうようになるから、そのベストな方法としてこれをとったんだと、こういうことだと思うんです
が、もう一回その点確認しておきます。

○政府委員(野村一彦君) 増員の要求につきましても毎年予算の時期に増員の要求をいたしまして、ある程度の増員は認めていただいておるわけですが、こざいます。また検査施設につきましてもコースの自動化というようなことをだいぶ進めてまいりまして、それも相当程度の効果をあげております。しかしながら一方におきましては、やむを得ず検査の予約制というようなことを陸運事務所でやりまして、利用者の方にかねて御不便をおかけしております。そういうことでございまして、現在のシステムの合理化、能率化ということについてはいろいろと研究をいたしましたけれども、ことにここに新たに軽自動車というものの検査を国がみずからやるということになりますと、また第2陸運事務所というべきものを各地区につくらなければならぬというようなことをいろいろ検討をいたしましたして、そして、最終的には先ほど御説明いたしましたようなことで、この協会によつて国にかかる機関として検査をするという結論に達したわけでございまして、ただいまの先生の御指摘いたしまして、そして、御質問のような御趣旨、そういうことを私どもも念頭に置いて、こういう結論を出したわけでござります。

○岡本悟君 このやり方は、私は今度の軽自動車検査協会が初めてではないと思うんです。いろんな国家の試験あるいは検定、検査、そういったことを、まるまる民間にはやらせないが主務大臣の監督の行き届く——政府の監督、指導が十分徹底するような体制において、政府みずからやらないでまかせている例がほかにあると思うんですが、ちょっとと説明してくれませんか。

○政府委員(野村一彦君) ただいまの先生の御質問の件でございますが、これと同じようないわゆる認可法人という形でやっておりますもので國の事務を代行しておるというものがござります。これは、一つは繊維工業構造改善事業協会といふ

ターといふもの、それから情報処理振興事業協会、貿易研修センター、それから海洋科学技術センター、それから今度の国会にこの軽自動車検査協会と同じように提出されております下水道事業センターやといふものがござりますが、なお、いざないうなことのほかに、これと同じようなものとなりましては、特殊法人でございますが農業機械化研究所、それから高圧ガス保安協会、日本電気計器検定所あるいは消防検定協会、こういふものが機械とか器具とかの検定というものを国にかわりまして、いわば代行機関としてやつているといたしまして、どうでしょう。

○岡本悟君 協会は四十八年の十月から発足するわけなんですが、いまから数えましても準備期間が一年数ヵ月ですね。この間に職員の養成、そういったこともやらなきやいかぬわけですね。これ是一体、期間的に間に合いますか、どうでしょう。

○政府委員(野村一彦君) 私どもこの協会で現在考えておりますのは、本部を中央に置きまして、そして北海道は七ヵ所、その他の府県におきましては一ヵ所に支所といいますか、検査施設を持つた支所を置くということを考えておりますと、合計五十三ヵ所になります。そういたしますと、ここに発足当時必要とする人員は、本部、支所を含めまして五百四十四人程度を考えております。その中で、いわゆる現場におきまして直接検査事務をやるという人は、検査員及び補助員を合わせまして二百数十名でございますが、その中でいわゆる一定の資格を持った検査員というものは百二、三十名程度でございます。これにつきましては、私どもはこの協会の性質にかんがみまして、現在の公務員である検査官の中から転出する人――これは希望するものもございましょう、そういう期待、それから民間の経験者、技能者等の中から

員の補充といいますか、確保といいますか、そういうものについて努力をしたいと思います。この点につきましては、先ほど申し上げましたように、かねて民間におきましては、近く軽自動車の検査が行なわれるということにつきまして民間の関係団体においてもよりより協議をしておるようございまして、そういう意味から私はこの養成及び確保につきましては、この一年間努力をしております。こういうふうに御了解願いたいと思います。

万円程度。これは人件費、諸経費、減価償却費を含んでおります。それから業務外の費用といたしましては支払い利息の一億八千万円、その他予備費というようなことで大体十七億ぐらいの支出になる。それまではもちろん収入が非常にフルにございませんので、四十七年度と四十八年度は収支から見ますとそれぞれ赤字になるわけでございまして、四十九年度はいま申し上げましたように単年度で約二億の黒字になりますが、従来の累積字といふものをまだこれでは消せません。しかしながら見ますとそれぞれ赤字になるわけでございまして、四十九年度から十九億、十七億という

つきましては、四十八年度、四十九年度で努力をしたいというふうに考えております。
○岡本悟君 大体検査手数料でとんとんでいける
というたてまえであるはずなんですけれどもね。
この追加出資というのがよくわからないんですけど
れども、いまの説明でもちょっと納得しかねるんで
すけれどもね。たとえば急速に施設の整備を四
十九年度、五十年度あたりでもやつていかなきよ
いかぬ。そのために借り入れ金をするとか、そ
ういう方法はあるが、しかし負担を軽くするために
政府出資、追加出資をやるんだという条件がある

四十八年度まではこれは収入の關係からやむを得ず最小限の借り入れはしなければなりませんが、もう四十八年度でできるだけ借り入れ金はとどめたい。あとは何といいますか、検査手数料収入でもってまかなえるようになりますと、それにはやはり出資というもののもう少しふやして、負担のかからない金をふやしたい、こういうことでござります。

○岡本信作：この額全の予算なんですか？ 最初政府が全額出資で一億五千万、追加出資もできるということですが、主たる財源はおそらく検査手数料だと思いますですね。それがどのくらい入るか。先ほど説明があつたのですが、ちょっと私記憶していないのですが、そういう大体の予算の使い方といいますか、そういったものをちょっと説明してください。

○岡本悟君 この政府出資というものは、これはまだよく見てないんですが、車両検査特別会計から出すんですか。そこで追加出資することができるとあるんだけれども、局長のお話によると、手数料で大体減価償却とか借り入れ金の返済、そういったものをやっていけるというような平年度の

○政府委員(野村一彦君) 私どもの現在の見込み
いたしましては、先ほど申し上げましたように
四十七年度の借り入れ金は十五億を予定して
おるわけでございます。それからこの四十八年の
十月から検査をするわけでございまして、しかも
それは先ほど申し上げました約六百万台の軽自動車
のうちそこらあたりもう少しは少しきり説明しても
らわないとわかりませんね。

○政府委員(野村一彦君) 車検特会でござりますが、現在の予算の規模を申し上げますと、四十七年度で大体八十五億トータル八十五億の歳入及び歳出になつておるわけでございます。それでそこでたとえば予備費というものを考えますと、六億程度の予備費が四十七年度で見込まれております。そういうことから余裕が十分あるとは言え

○政府委員(野村一彦君) まず資金計画でござりますが、四十七年度は政府出資として一億五千万円でございます。そしてそのほか約十五億を、これは銀行から借り入れるということで、合計十六億五千万円という資金を考えております。その用途でございますが、そのうちの大部分はいわゆる建設費でございまして、四十七年度では建設費として約十四億七千万円がかかります。あとはその業務の管理費約一億、その他利息の支払いとか、それから創業費関係の割賦とか、予備費、そういうものが合わさりまして十六億五千万円に、発足の当時の四十七年度ではなるわけでございます。これが四十八年の十月から検査を始めますので、平年度として考えておりますのは——四十九年度から平年度になるわけでございますが、四十九年におきましては、収入を見てみますと、業務収入、つまりこれは検査の手数料の収入でございまが、これは約十九億を見通しております。これの支出といったしましては、業務管理費——これは人件費その他の諸経費を含みますのが十四億八千

○政府委員(野村一彦君) これはこの協会の性格から見まして平年度におきましては、これは当然利益をあげるべき団体でもございませんし、またそうかといつてこれが累積赤字というようなものを作かえたままの姿ではいけませんが、なるべく発足当時において借り入れ金を少なくして、資金コストの安い金を導入するということを考えたわけでございますが、とりあえず四十七年度は予算折衝の結果一億五千万円になりました。しかしこれでは資本金として非常に少のうございまして、もちろん今後は平年度になりますと、手数料の収入でもつてまかなえるようになるわけでございますが、それまでの借り入れ金の償還もしなければならないということを考えまして、現在私ども、これはまだ要求でございます——要求として考えておりますのは、四十八年度は三億程度の政府出資の追加を要求しようという心組みでおりまして、できるだけこの政府出資の資本金の増額に

車を一べんに検査をするわけではございませんで、大体二年に一回の継続検査になりますので、大まかに申し上げますと、検査が始まつてから大体平年度で三百万台の車が検査の対象になるということで、仕様の古いものから逐次検査をしていくということで、収入の入り方というものはそれに応じた手数料収入というものが入ってくるわけでございます。したがいまして、四十八年度ではまだ設備を全部——所期の設備をやりますためにやはり収入がございませんので、非常に微々たるものでございますから、八億五千万円ほどの銀行借り入れをせざるを得ないという計算になつております。しかし、これはいずれ返さなければならぬ金でございますので、そういう意味で返さなくてもいい、金利のつかない金というものをなく多く持つて、そしてそういう協会自身の将来の支出の負担を軽くするという意味から、四八年度借り入れ金は八億五千万円ぐらいにして、政府出資は三億ぐらいを期待したいということでいま計画をいたしておりますのでござりますので、

○岡本悟君 問題の一つは、軽自動車検査協会に
ませんけれども、この程度の出資をする余裕はある
るといふ判断を私どもはいたしております。
検査事務をやらせる場合の指導監督ですね。これ
は問題だらうと思うのです。法律上いろいろ監
督すべき事項について、あるいは認可であると
か、あるいは検査であるとか、まあいろいろ書い
てありますけれども、特に職員の質ですね。先ほ
ど局長の御説明のように、新しく発足するのです
から全国的に公募をするわけでありましょうが、
学校の新規卒業生を採用してそれを十分訓練する
ということであれば、非常に質のいいものが出て
くると思うのですけれども、先ほどのお話を聴いて
場に間に合わせると、いうことで、民間の車検場で
働いておるような人も入れるのだというふうなお
話であるわけなんですが、言うならば混成部隊と
いうことになりますよ。非常に私はその点、
心配をしておるのでですが、こいねがわくは変なこ
とにならぬよう、その点は十分監督してもらいた
たいと思うのですけれども、この点についてひとつ

そういうのは決して落ちない。昨年・四十六年度の大
幅な減少にもかかわらず、やはり一つの大きな地位は持てるのはないかというのが大方の見通しでござります。非常にこの見通しが分かれているのですが、私どもも昨年度の減少というのはいさか異常要素があつたんではないか、こういうふうに理
るのでございまして、通産省としても公式見解と
いう点になりますとむずかしいのでございま
すが、私どもも昨年度の減少というのはいさか異
常要素があつたんではないか、こういうふうに理
解いたしております。

○小柳勇君 各会社によつていろいろの見解があ
りましようが、軽自動車に対しても研究し、生
産を高めようと、一般に製造会社が考えておるの
かどうか。この際ひとつまた外国向けに小型車以
上あるいは一般車のほうにウエートを置こう、あ
るいはもつと大型化しよう、こういうのがあります
しようが、一般的に言ってどういう傾向でしよう
か、特に軽自動車の問題について見解をお聞きし
ます。

○説明員(中村泰男君) 軽自動車につきまして
は、御存じのとおり軽自動車メーカーというのは
限られているわけでございますが、そういう意味
で從来軽自動車を扱わなかつたメーカーが積極的
に軽自動車の生産を開始しようという動きはござ
いません。軽自動車メーカーの中では、やはり部
分改良その他を加えまして軽自動車の生産を從来
以上積極的にしようという考え方でございます。
具体的に軽自動車を縮小していくというような考
え方はございません。ただ、軽自動車メーカーが
と申しますか、軽自動車を扱つてゐるメーカーが
軽自動車以外の自動車、いわゆる大衆車と申しま
すが、小型の自動車のほうの生産により力を入れ
ようという動きもございます。大勢を申し上げま
すとそういうところかと思います。

○小柳勇君 次には、いま車検制度というのは排
気ガスや騒音を検査によつて少なくしていこうと
いうねらいです。これも一つの方法だと思いま
す。ところが、もつと根本的には、製造するとき
に騒音が低くて排気ガスがない、そういう車を
開発するのが一番根本でなければならないです

ね。で、燃料も軽自動車になりますと、混合燃料を使つたり、一酸化炭素だけではない排気ガス、そういうことで、各軽自動車をつくっている会社で騒音防止あるいは排気ガスの減少のためにたくさんの方の費用をかけて研究しておるのかどうか。日々ますます、去年よりもことし、ことしよりも来年と、騒音を防止し、排気ガスを少なくするような研究体制があるのかどうか。その点いかがでしょう。

○説明員(中村泰男君) いわゆる軽の部分と一般の部分の仕訳といふのはむづかしいございますので、たとえば、鈴木自動車の場合二輪車もありますが、内訳はむづかしい問題がありますが、軽自動車メーカーといえどもいわゆる公害に対する研究投資についてはかなり積極的にやつております。ある社――これは軽をやついている会社と御理解いただきたいのでございますが、ある社の数字を申しますと、四十六年度では二十億円の投資、ある会社では十二億円の投資と、大体そういうところがオーダーでござります。これはもちろんいわゆる自動車メーカーのトップメーカーではございませんので、大きいメーカーではもつと規模の大きい数でございます。で、投資額の推移につきましては、これも会社によつていろいろな数字がござりますけれども、大勢を申しますと、公害投資のウエートがだんだん高まっておりまして、現在会社の研究投資の約二割から三割くらいが公害関係、何を公害関係に入れるかというむずかしい問題もござりますけれども、そんなように理解を私どもしております。安全関係を入れますとかなりウエートが高くなつてゐる、こういうふうに理解しております。

○小柳勇君 自動車産業に対する公害排除のための融資ですね、特別融資などがありましたかね。

○説明員(中村泰男君) 融資によりますところの公害の技術援助と申しますのは、いわゆるシャーシメーターに対しましては、融資というよりも適当な対象でもございませんので、むしろ部品

メーカーに対しまして私どもは融資をしておりません。これから公害技術というのは一つの部品を直すだけではなくて、エンジンとまつわりますシステムとして開発していくかなければならない。こういう考え方方に立ちまして自動車部品の関連メーカーをグループ化いたしまして、これは研究部門ではございますけれどもグループ化いたしまして、財政投融資によりまして助成をしております。

○小柳勇君 一般的に私ども常識で高級車ほど騒音が少ないと、排ガスにつきましても公害が少ないようと思われるわけでありまして、軽自動車は値段が安いから一般向きでありますするが、値段が安い車ほど騒音が多いし、また排ガスの公害をまき散らすのではないかと懸念するのですね。実際数字はよく見ておりません、将来見たいと思います。いま見ておりませんが、そういうふうな一般概念であります、通産省として特に自動車メーカーに対して指導なり、研究体制がありましたら御報告願います。

○説明員(中村泰男君) 御指摘の点は、軽自動車について特別に公害防止についての研究投資を指導しているかという御質問ですか。

○小柳勇君 そうじゃありません。騒音とか排気ガス……。

○説明員(中村泰男君) いま申し上げました通り、融資という形でやっておりますのは部品メーカーをシステムとして区切りまして融資をやっております。そのほか御案内とのおり、通産省の各試験研究機関でも試験研究をやっておりまして、機械工業振興資金、これを通じまして自動車研究所というシステム——これはいろんなメーカーが集まってつくつておる財団法人の研究所でござります。これに対しましても資金の援助、補助を行ないまして研究をさせております。またいわゆる大型プロジェクト、工業技術院が大型プロジェクトでやります研究開発でございますが、ここでの一つの大きな重点テーマといたしましては電気自動車の問題を取り上げまして、電気自動車につき

ましてはやはりいろんな問題が残っておりますけれども、公害問題という角度から考えますと一つの大きな意味を持つ自動車かと思います。自動車の全部の機能にかわり得るとは考えられませんが、排気ガスとか騒音とか、そういう問題を考えますとかなり有望な方法とも考えられます。こういうことで電気自動車につきまして大型プロジェクトの対象に取り上げまして四十六年度から積極的な研究、開発をしておる、こういうことでござります。またそのほか、いわゆる重要技術研究開発補助金等ではガスタービンの問題その他幾つかのテーマを選びまして、補助を行なつておる次第でございます。

○小柳勇君 軽自動車の車検制度をここに発足しようとしております。根本は車のできでありますから、きょうここに委員会で問題になりましたことを機会をみて業者のほうにも御連絡を願いたいと思います。そしてますます騒音が少なくなる、排気ガスが少なくなりますような研究、開発ができまして、そういうふうな行政指導なりをしていただきますように要望いたします。通産省への質問は終わります。お帰りください。

次は警察庁にお聞きします。ここに私は自動車の交通事故発生状況という数字を持っておりますが、一般自動車と軽二、四輪車あるいは軽二輪車の交通事故の発生状況について御説明を願いたいと思います。

○説明員(寺尾兼君) 車両一万台当たりの事故率から申し上げたいと思います。自動二輪車の中で二百五十CC以上が普通の自動二輪でありますし、軽二輪と分けて見ました場合に、自動二輪の大きいのは一切の車を含めまして一番多いわけでございます。一万台当たり六百二十という数字になつております。軽二輪は百四十三、これは普通車は普通車の七掛け程度ということでございますが、百八十二ということでございます。それから軽四輪の乗用車の三、四輪の貨物車のほうは百四十、なお普通

の乗用車は二百九十四、トラックは三百十四、こういうことで、軽は通じまして七掛け程度の事故率と見ていただければよろしいかと思います。なお、これは、営業車は別にまたうんとふえますけれども、これは走行キロがうんとふえますけれども……。一応、自動車一万台当たりの事故率を申し上げたわけあります。

○小柳勇君 警察庁の統計を見ますと、一般自動車に対して軽三、四輪車は特別に事故が多いような数字が出てないわけですね。きょうの法律案の提案理由の中には、事故を防止しなければならぬ、もちろん当然そうですけれども、したがいまして、さつき通産省の意見を聞きましたように、軽四輪の自動車は車検がないのが一つのメリットであつたわけです。それを車検をしてでも交通事故を少なくしたい。騒音を少なくし、排気ガスをなくしたいというが運輸省の願いであり、この運輸委員会でもそういう論議をしたからこの法律案が出たものと理解いたします。ここに車検制度を発足しようとしておりますが、このことによつてこの自動車の交通事故発生状況がうんと変わると考えられるかどうか、警察庁としてですたわけでござりますけれども、これがさらによくなるということは十分言えると思います。

○小柳勇君 騒音の取り締まりは一般自動車などについては、なれておりましてやむを得ぬという面もありますが、私もオートバイが青少年によりまして、夏の夕方になりますと、夜おそくまでぱりぱりやられます。派出所に電話しまして、とにかく話もできぬくらいぱりぱりやられるから何とかなりぬかといふと、取り締まる方法がないと言つてゐるわけです。オートバイの騒音、青少年が夕方になつてぱりぱりやつておるあの騒音といふものは、一体取り締まることができるのか、どうなつてゐるのか。

○説明員(寺尾繁君) 取り締まりが非常にむづかしいということは言えると思います。というのは、整備不良車両としての面は別にしまして、騒音という見地から何ボン以上がどうだという取り締まりの要領でございますけれども、非常にめんどうと言いますか、車の後の場合には何メートル離れてどうといったような非常に厳密な測定基準がござりますものですから、現実に各府県警とも測定基準があまり厳格であるために非常にやりにくいたることは聞いております。したがつて、騒音でわれわれが取り締まっておりますのは主としてマフラーをはずすとか、あるいは機構に悪い点があるといったようなことで、数字といつたしましては、年間、昨年度は約一万二千件程度でございましたけれども、いま先生のおっしゃいましたように特別に青少年が、東京で言いますならば新宿とか晴海埠頭、あるいは大阪であれば万博のあの外周道路とか、あるいは有料道路に、しかも夜間ばかりやるということで、私どもとしては取り締まりのほかに、たとえば東京で例をとりますと、新宿には十一路線につきまして夜間の通行禁止をかけござります。なお、晴海埠頭も同じように自動二輪原つきに限つて通行を禁止するということです、一昨年来騒音が非常にやかましくなつてしまひましたので、私どもとしては通行の禁止なり、あるいは速度を制限するといったようなことで公害の防止をあわせてはかつておるわけでございません。

○小柳勇君 通行禁止でくる基準というものがありますけれども、環境基準と許容限度と、それからいろいろ交通規制なりその他の措置をしていただくところの要請基準と申しますが、その三種類がございますが、そのお話を一緒に入つておるんだらうと思います。で、その辺を御説明いたしました。まず環境基準といたしましては環境庁のほうによりましてこれを定めております。これは非常にこまかく書かれておりまして、地域を大ざつぱに三つに分けまして、それを朝、昼、夜少例外的な規定を設けまして、これをさらに細分

は、この間の一去年の通行規制でいぶんそういう車が通行できぬようになったのじゃないかと思つて、一応喜んでおりますが、そういう、たとえばオートバイなりあるいは——いまから車検が始まますが、その自動車の騒音の大きさによつてこの道路は通行できないと、そういうような規制がありますかありませんか。もしないとすれば、将来どういうふうにお考えですか。

○説明員(寺尾繁君) 厳格な基準としては設けてございません。ただ、車の騒音の基準は個々についてござりますし、また環境基準といったものも昨年でありますので、それらをあわせ、主としては騒音の場合はおもに付近の住民の方々から異論が出来まして、いま申し上げました個々の車の騒音基準あるいは環境基準とあわせまして、手を打つておるわけでござります。

○小柳勇君 環境庁の方、見えておられますか。——いまの環境基準の問題で御質問しまします。いま私申し上げましたように、私どもの生活をしておりますすぐ近所に公園がございますが、その公園をはさみまして、バス道路を雪族がぱりぱり、夏になると毎晩やるわけです。そういうものを派出所に電話しましても、取り締まりができないといふのですが、たとえば公園地帯あるいは住宅地帯などの騒音の環境基準について御説明を願います。

○説明員(小林育夫君) ただいまの御質問でござりますけれども、環境基準と許容限度と、それからいろいろ交通規制なりその他の措置をしていただくところの要請基準と申しますが、その三種類がございますが、そのお話を一緒に入つておるんだらうと思います。で、その辺を御説明いたしました。まず環境基準といたしましては環境庁のほうによりましてこれを定めております。これは非常にこまかく書かれておりまして、地域を大ざつぱに三つに分けまして、それを朝、昼、夜少例外的な規定を設けまして、これをさらに細分して分けておるということでございます。で、もちろん、環境基準を守つていただくというのが原則でございますけれども、なかなかその道路交通の状態等によつて必ずしも環境基準が守られないということもあります。そこで発生源でありますとところの自動車の騒音を抑えるという第二の方法がございます。で、これは騒音規制法の第十六条によりまして、許容限度というものを各車種別に設けてございます。そして発生源のほうを押さえという方法を講じておるわけでございます。しかししながら、なおやはり非常に交通のふくそうする地域では、それでも発生源を押えただけでは、なかなか環境基準が守れないということがございますので、そうした場合には、都道府県におきましては、その測定をいたしまして、その結果をもとにいたしまして公安委員会に交通規制の要請をし、あるいは道路管理者等に意見を申し述べることができるようなたでまえにしてある一定期間、その測定をいたしまして、その結果をもとにいたしまして公安委員会に交通規制の要請をし、あるいは道路管理者等に意見を申し述べるということができるようなたでまえにしておるわけでございます。

○小柳勇君 そこでどうなりますか、具体的に。以上で先ほどの御質問を三つの段階に分けまして御説明いたしました。

○小柳勇君 そこでどうなりますか、具体的に。以上で先ほどの御質問を三つの段階に分けまして御説明いたしました。

○小柳勇君 そこではやりましたとおっしゃるのかどうか。それから私の住んでおるようなところをあのオートバイがぱりぱりやつているのを禁止する方法は何かございましょうか、これは警察庁でしょ、環境庁が一応基準をきめますから……。そうすると、あと取り締まりは警察庁でありますようが、それはやりましたとおっしゃるのかどうか。それから私の住んでおるようなところをあのオートバイがぱりぱりやつているのを禁止する方法は何かございましょうか、これは警察庁から御答弁願います。

○説明員(寺尾繁君) いま二つに分け、発生源のものの部分と、それから規制面と、二つ申し上げたわけですが、いま家の回りが非常にやかましくといつた場合には、個別的にやるしか手がないわけでござります。で、環境的に測定しようとすれば、一定の基準に従つて測定をして、そういう道路は非常に特例を設けてございますので、通常の場合は幹線道路になりますと、ほとんど入ら

四

ないといったようなことになるわけでございますけれども、住宅街につきましては、できるだけ基準をきびしくしてございまして、住宅街については二輪車でどんどん走り回るということになりましては、これはもう必ず基準をオーバーすると思いますけれども現実の問題として、その住宅街のすぐそばで小さな、細街路とどどまるといふことはあまりないわけでございまして、もし、その住宅のそばに大きな道路があつて、それをじやんじやんやっているということになりますたならば、そこはかりまして、そうして何らかの交通規制をかけていくということにならうかと思います。

電話をかけましてもね。これはたいへんです。取り締まりできないんです。上のほうにバス道路があるんですね、大きな道路のその下はほとんど住宅です。その道路をぱりぱりやるのはなかなかがかりできないようですが、これはまた現地で研究さしてもらいましょう。きょう、まだ騒音の問題がありますが、環境庁はもうよろしゅうござります。

それから警察庁に。あとでこれは建設省の道路との関連がありまして、都市圏に、一般車もそうですが、軽自動車などが入らぬよう都市周辺に駐車場を設けて、そして通勤者はその中心部のそこのほうの駐車場に車を置いて中に入るというものが、将来の都市計画としては必要だと思う。そういうものに対して警察庁はどういう構想をお持ちですか。

いは奥さんも送つてもらうとか、いつたようなことで、できるだけ公共交通に転移するということが多いと思いまして、乗りつけの場所が非常にたいへんである。あるいはバスがぐるぐる曲がりくねつて、私どもとしてもできるだけそういうふうに持つていくことが望ましい、このように考えております。

○小柳勇君 いまおっしゃいました一般サラリーマンなど通勤者は公共交通機関を使つ。なるべくマイカーを使わないで職場に通うというのがやっぱり将来のあれでしよう。私どももこれから国鉄運賃の問題と同時に総合交通体系の問題を論じたいと、勉強したいと思いますけれども、それにいたしましても緊急の問題ですね、駐車場の問題です。で、駐車場整備を早急にいたしませんと、せつからく団地から車乗りつけましても、車の置き場がないわけです。で、朝早く丸ノ内、あの辺に行きますというと、車から足を出してサラリーマンが寝ていますね。早く来てその車を置く場所をとつて、そうして一休みして、それからオフィスに出るでしよう。そういう姿を見るわけです。まことに悲惨ですね。したがいまして、なるべく早く公共機関を利用して、たとえばバスとか高速鉄道とかを利用して、自分の家から早い時間で職場に行く方法を早急にとらなきやならぬ、これは私どもの任務だと思います。それまでの間このマイカーがこれだけはんらんいたしましたときに、まさにこの中心部以外に駐車場を整備して、そこに安心して車を置いて、そしてゆっくり職場に到達すると、こういう体制で早急にしなきやならぬ。これが思つたが、ことしは一体、この駐車場整備の予算は幾らですか。

○小柳勇君 駐車場整備の問題は、これはおたくさんありますね。担当は、——じゃ失礼いたしました。私は、警察庁のほうかと思って……それじゃその問題はあとで建設省に聞きますが、交通違反を取締まるだけじゃなくして、この政府として総合的にマイカーを収容する駐車場を早急に設置して、安心して職場に——取り締まりだけではなくて、そういう方面にもひとつ知恵をかけてもらいたいと思います。

それから、警察庁は最後であります。この運行規制の問題でありますね。私ども完の方針をもうあります。近い将来に都心部の通行はバスとか、あるいはタクシーとか、あるいは高速鉄道とか、いわゆる公共的輸送機関を利用して、マイカーなど特にレジャーを楽しむための車、営業車以外の、あるいは事務用車以外の、あるいは公用車以外の車はなるべく通行規制しなきやならない。そして、いわゆる仕事——仕事といいまして、国土開発なりあるいは産業に直接関係する車を優先通行させるという体制をつくるべきやうなど、そう思うわけですが、そういう面、いわゆる通行規制に対して警察庁としてはどのように検討されておるか、勉強されておるか、お聞かせ願いたいと思います。

○説明員(寺尾繁君) たいへん大きなかただ、へん大切な問題だと思いますけれども、まず私ども現在の都市における渋滞がこれほどになってしまふ。これについて都市交通規制をどうするかということについて、まあ一番根本的には幹線道路であるいは準幹線道路とその他の道路に分けまして、幹線道路と準幹線道路につきましては十分道路の整備をはかつていただくと同時に、車をできるだけ規制を強化いたしまして、場合によつたら通行を全然禁止してしまうということもあわせてまして、安全を最重点にした規制をやってま

る。

そこで、規制の問題でござりますけれども、

ども総合的に自家用車の都心乗り入れというようなことにつきましては、なお相当研究しなければならないと思つております。したがつて、当面私どもとしてやつていかねばならないと思つておりますことは、そうした直接に自家用車の乗り入れを禁止するといったようなことではなくして、間接的な規制をもつて臨みたい。と申しますのは、たとえば、これはまあ十分御存じのことございますけれども、バスの優先レーンあるいは専用レーンを現在も相当やつておりますけれども、これをできるだけ拡大する方向で考えてまいりたい。あるいは都心部における一方通行をさらに拡大いたしまして、東京もかなりやつておりますけれども、最近では北九州・大阪・神戸といったようなところでもどんどん大きいやつておりますけれども、そうした一方通行によつて車両の流れをよくするといったようなこと、あるいはまた中央線変位と申しますが、朝と夜とそれぞれ中央線を、これも四車線以上の道路でございませんと困難でございますけれども、一定の道路につきましては中央線を変位いたしまして、都心部に向かう車の多いときは中央線を移動いたしまして、片側を三車線、一方を一車線にして、そのうちの一車線をでさいますけれども、一定の道路につきましては中央線を変位いたしまして、都心部に向かう車の多いときは専用レーンにするといったようなことで、まだ縦についたばかりでござりますけれども、いま申し上げたようなことを積極的に取り上げてまいりたい。と同時に、まあこれは駐車を許すほうになるわけでございますけれども、駐車禁止をかけましても実際にその場で業務用の駐車がある、一日中置くというのじゃなくて十分か二十分かの所用のために必要だというようなところにつきましては、パークリングメーターを設置いたしまして、大体三十分以内でござりますけれども三十分以内の駐車ならよろしい、コインを入れまして一定の間駐車させる。そのかわりに二時間、三時間、あるいは朝置いておいて夜帰るまではつたらかしにするといったような車を排除するといったようなことで、間接的に道路を広く有効に使う

といったことの方向で考えてまいりたい。

同時に、一番最初に申し上げました、自家用車

の乗り入れといったようなことについては、非常に困難ではございますけれども検討してまいりたいという姿勢でございます。

としてこの事業を相当強力に実施をいたしますことにいたしまして、少なくも現在の道路の混雑を昭和六十年には解消できるようを目指しておるわけでございます。

ういう計算もしてあるわけですか。もう一ぺん聞いておきたい。

至っていない、というふうに考えております。

いという立場でござります。
○小柳勇君　総合交通体系の中で、まあいろいろ
また御意見を聞きたいと思いますが――ありがとうございました。

ね。——これから、またとえば昭和六十年を目指にいたしまして、さつき通産省からも報告がありましたように、自動車の生産はどんどん上がります。その生産された車が国内で経済的な速度で走り得るだけの道路を建設するといふ計画はもちろんあると思ひます。その構想について御説明を願います。

○政府委員(高橋国一郎君) 建設省では昭和六十年を目標といたします道路整備の長期計画をつけさせておりまして、先般の総合交通体系のときにもその骨子を発表しておるわけでございますが、それにつきましてのこまかいあれは省略いたしまして道路だけを申し上げますが、一般国道と都道

府県道を含わせまして全体で十五万四千キロございます。これは当然その時点においては改良舗装済みとなるようございまして、さらに市町村道がございますが、地域住民の生活の道路となつておるわけでござりますけれども、これが実は八十六万キロという非常に膨大な数字の市町村道を実は日本ではかかえておるわけでござります。これらの全線の整備ということはほとんど困難でござりますので、とりあえず主要なる重要な幹線の市町村道二十一万二千キロばかり——約四分の一程度でござりますが、これにつきましての整備を了したいというふうなうたっておるのでござります。

それ以外に、大都市その他の市街地周辺におきましては、
す交通のたいへんな混雑が現在すでに生じてゐる
わけでござりますが、それをわれわれ二次改築と
申しておりますが、この事業につきましても、主

としてこの事業を相当強力に実施をいたしますことにいたしまして、少なくも現在の道路の混雑を昭和六十年には解消できるよう目にさしておるわけでございます。

数字等につきましては省略いたしましたが、概略そういうことでございます。

○小柳勇君 各方面そうであります。私どもの地方でも幹線道路がもう溝線になりまして、バイパスができました。バイパスができましても一年いたしますと、これまたバイパスが溝線になりますして動きがとれないという情勢です。これから六十年を目途にいたしまして自動車の生産もどんどん上がりましょう。その自動車を快適にどんどん動かすのに一体道路の建造が間に合うんだろうかという心配を私ども常に持っているのですが、いまおっしゃいました数字だけの道路をつくるために、金額としては大体どのくらいの予算を見込んでおられますか。

○政府委員(高橋国一郎君) 昭和四十五年度における価格で換算いたしまして、八十五兆円を要する見込みでございます。

○小柳勇君 その八十五兆円の十二分の一といふことでいま来年度の四十七年度予算が出発しているわけですか。

○政府委員(高橋国一郎君) 四十七年度予算は二兆をちょっととこえている数字でございますが、ただいまの五カ年計画は御承知のように十兆三千五百億、これはすでに第三年度目にして五五%をこえておりまして、あと二年間の残事業はわずか四五%しかございません。したがいまして、四十八年度からこれを改定するということになっておりますが、おそらく二十兆をこえる数字になるのじゃないかと推定しておりますが、そういうこととこの八十五兆を達成するつもりでわれわれは実は努力を進めております。

ういう計算もしてあるわけですか。もう一ぺん聞いておきたい。

至っていない、というふうに考えております。

○政府委員(高橋国一郎君) 私たちは道路の混雑を通称混雑度という数字であらわしておりますが、混雑度一ということとは通常のベースで設計どおりに走れる——道路をつくるときの構造設計どおりの速度で走れるということにならうかと思ひますが、昭和六十年度におきましては混雑度を一度の状態にするつもりで実は計画を立てておるわけでございます。そのデータとなりますのは、まず昭和六十年度におきますG.N.P.から実はスタートするわけでござりますけれども、新全総よりも相当高くなつておりますが、たとえばG.N.P.が二百十五兆兆くらいと想定しておりますし、それから車の保有台数にしましても四千五百万台というふうに想定をいたしまして、実はそういう数字をはじいております。こういう仮定に立つておるのでござりますけれども、その数字におきましては混雑を解消できるというふうなことで作業を進めているわけでございます。

○小柳勇君 もう一回伺いますが、現在の各都市の車の混雑状態を見ますと、いまの混雑状態を解

至っていないといふに考えております。問題はやはり都市部、特に大都市市内ないしその周辺がたいへん込んでおります。これに対する対策が一番大きな問題になつておるわけでございます。たとえば、先ほど申し上げましたわれの昭和六十年におきます長期構想におきましても、たとえば東京、大阪等の大都市におきましては、通学は、これはすべて大量輸送機関である道にゆだねるという方針であります。したがって、大都市におきます自動車の交通と申しましても、主として業務用交通を想定して実は作成しております。そういうような観点に立つておこなつて非常に説明も困難でございますが、現在の難度は、東京都内におきましては平均混雑度がござつておると思いますので、これをたとえば一に下げるためには相当の努力が必要でございます。巨大な金もかかるわけでございますが、応われわれのビジョンではこれらもすべて生どの前提に立ちまして解消したいというふうにござつておるわけでございます。どうも完全なお答えにならないでたいへん恐縮でございますが……

○政府委員(高橋国一郎君) 私たちは道路の混雑を通称混雑度という数字であらわしておりますが、混雑度一ということとは通常のベースで設計どおりに走れる——道路をつくるときの構造設計どおりの速度で走れるということになるらかと思いますが、昭和六十年度におきましては混雑度を一度の状態にするつもりで実は計画を立てておるわけでございます。そのデータとなりますのは、まず昭和六十年度におきますG.N.P.から実はスタートするわけでござりますけれども、新全総よりも相当高くなっておりますが、たとえばG.N.P.が二百十五兆くらいと想定しておりますし、それから車の保有台数にしましても四千五百万台というふうに想定をいたしまして、実はそういう数字をはじいております。こういう仮定に立つておるのでござりますけれども、その数字におきましては混雑を解消できるというふうなことで作業を進めているわけでございます。

○小柳勇君 もう一回伺いますが、現在の各都市の車の混雑状態を見ますと、いまの混雑状態を解消して、なおかつこれから増加する車を消化するためには、車の増加の二倍ぐらいの速度で道路建設が進捗いたしませんとこの混雑度を緩和できませんと思うのですが、いかがですか。これはもう正確な計算の上の御答弁と思うけれども、もう一回答弁を求めておきたいと思うのです。

それからあと自動車の輸送の問題、鉄道輸送の問題、あるいは海上輸送の問題など総合的に検討しなければなりませんから、きょうわざわざ来てもらったわけで、もう一回聞いておきたいと思うのです。

○政府委員(高橋国一郎君) 全部こう一つにして説明するのは非常に困難でございまして、いわゆるいろいろ計算もしてあるわけですか。もう一べん聞いておきたい。

○政府委員(高橋国一郎君) 私たちは道路の混雑を通称混雑度といふ数字であらわしておりますが、混雑度一ということとは通常のベースで設計どおりに走れる——道路をつくるときの構造設計どおりの速度で走れるということになるらかと思いますが、昭和六十年度におきましては混雑度を一度の状態にするつもりで実は計画を立てておるわけでございます。そのデータとなりますのは、まず昭和六十年度におきますG.N.P.から実はスタートするわけでございますけれども、新全総よりも相当高くなつておりますが、たとえばG.N.P.が二百十五兆兆くらいと想定しておりますし、それから車の保有台数にしましても四千五百万台というふうに想定をいたしまして、実はそういう数字をはじいております。こういう仮定に立つておるのでござりますけれども、その数字におきましては混雑を解消できるというふうなことで作業を進めておるわけでございます。

○小柳勇君 もう一回伺いますが、現在の各都市の車の混雑状態を見ますと、いまの混雑状態を解消して、なおかつこれから増加する車を消化するために、車の増加の二倍ぐらいの速度で道路建設が進捗いたしませんとの混雑度を緩和できなさいと思うのですが、いかがですか。これはもう正確な計算の上の御答弁と思われるけれども、もう一回答弁を求めておきたいと思うのです。

それからあと自動車の輸送の問題、鉄道輸送の問題、あるいは海上輸送の問題など総合的に検討しなければなりませんから、きょうわざわざ来てもらつたわけで、もう一回聞いておきたいと思うのです。

○政府委員(高橋国一郎君) 全部どう一つにして説明するのは非常に困難でございまして、いわゆる都市部と地方部に分けて考えてみると、地方部におきましては現在まだ混雑度一には達しておりません。現状は〇・六程度でございまして、日本全体の地方部におきましてはそう混雑今まで

申しますのは、百番未満 現在五十七番ござります——までの国道を称しまして、これが九九・二%、それから百番以上の国道でございますが、八〇・一%になつております。それからその次に都道府県道でございますが、都道府県道が全体で五四・九%都道府県道にも二種類ございまして、建設大臣が指定いたしました主要地方道、これが六五・四%、それからそれ以外の一般都道府県道といつておりますが、これが五〇・一%、それからそれ以外の市町村道がございます。市町村道は、先ほど申し上げましたが、非常に膨大な延長を持つておりますが、これが現在一五・四%という数字になつております。トータルいたしますと、いうと全体で二二・四%ということになつております。

○小柳勇君　ありがとうございます。あと運輸省に質問いたします。

いま軽自動車の車検制度が立法化されるのであります。が、まず現在ある車検の中で民間委託の車検があまり評判がよくない。この民間車検に対してどのようにこれから指導を強化していくかとされるか、お聞かせ願います。

○政府委員(野村一彦君)　ただいま先生の御質問にございましたように、現在いわゆる指定整備事業と称する民間車検が民間の一定の企業に行なわれておるわけでございます。先生のただいまのお話の中に、民間車検に対する評判が必ずしもよくない、これをどう指導するかということをございましたが、おそらく先生の御質問の趣旨は、先般、茨城の行政監察局が交通安全の監査をするために、茨城県の一帯におきますところの整備事業者、これは民間車検工場だけではございませんが、おぞらく先生の御質問の趣旨の文書をもらいました。それによつて代表されるようなことを御指摘だと思ひます。私ども、あれは約一年前の事件でござりますけれども、全くあの

話を聞きましてびっくりしたわけでございます。私たちも率直に言いまして、この民間指定整備工場につきましては相当厳重な監督をし指導をしてまいりました。いつたつもりでございますが、そこに指摘されたおりますようなふぐあいな点あるいは不都合な点があったということについては、まさにこれは申しわけない次第でございますので、さっそく私どもの、直接茨城県を監督しております東京陸運局の整備部長を日らず現地に派遣しまして、そして陸運事務所自体の業務監査と、それから当時の指定整備事業者を含む整備業者の監査というのを行ないました。それと同時に私どもは、全国でまさかこういうことがないとは思うけれども、あつてはならないということで、各陸運局長に私

の名前をもつて通達を出しまして、重点的にそれを監査をし指導をするようにと、特に検査の方法につきまして、あるいは法律で定められました諸帳簿の記載あるいは検査のやり方等について厳重に守るようにという趣旨の通牒を出しまして、それをもつて指導しておるわけでございます。私どもいたしましたは、一方、指定整備事業の普及に伴いまして、これの指導、監督の要員というものの増員をいろいろ要求をしてまいりましたのでございますが、四十七年度予算におきましては三十三名の増員が認められました結果八十四名、まあこれも全国の数からいいますときわめて微々たるものでございますが、指定整備事業の監督、監査をする要員として八十四名ほどが確保できたわけでございます。まだこれは十分な体制ではないまでも、おぞらく先生の御質問の趣旨は、先般、茨城の行政監査局が交通安全の監査をするために、茨城県の一帯におきますところの整備事業者、これは民間車検工場だけではございませんが、おぞらく先生の御質問の趣旨は、先般、茨城の行政監査局が交通安全の監査をするために、茨城県の一帯におきますところの整備事業者、これは民間車検工場だけではございませんが、おぞらく先生の御質問の趣旨は、先

ているということがございます。この点は私どもさつそく是正の措置を講じましたが、なお再びこういうことのないよう今後体制を整備するとともに、また管理、監督に遺憾なきを期したい、かが、この四十五億円、六十億円はいずれも都市計画としてきめられた駐車場でございます。これに附いて、あるいはそれ以外のところにおいて都市計画としてきめられた駐車場でございます。これが約三千台ないし四千台分に当たっております。なお、過去数年間のこういう都市計画の駐車場を含めました駐車場の建設の平均を見ますと、大体三万台くらいずつ建設されておるのが現状でございます。したがって、その中で昭和四十七年度におきましては約三千台ないし四千台分でござります。しかしながら、一割くらいが、都市計画駐車場分として建設しなければならぬと思うんですけれども、皆さんの計画なりあるいは今年度の予算なり、これに関連する都市計画一般について御説明を願います。

○小柳勇君　建設省の都市局のほうに。さつき質問いたしました警察廳と私勧進いたしましたが、駐車場整備の計画について御質問するわけでございますが、現在のマイカーによる通勤はさつき申し上げたとおりです。この混雑を緩和するために、都市周辺部に駐車場を計画するなり、早急にそれは建設しなければならぬと思うんですけれども、皆

が、駐車場整備の計画について御質問するわけでございますが、もう警察廳のほうにさつき申し上げたとおりです。この混雑を緩和するために、都市周辺部に駐車場を計画するなり、早急にそれは建設しなければならぬと思うんですけれども、皆が、駐車場整備の計画について御質問するわけでございますが、現在のマイカーによる通勤はさつき申し上げたとおりです。この混雑を緩和するために、都市周辺部に駐車場を計画するなり、早急にそれは建設しなければならぬと思うんですけれども、皆

が、駐車場整備の計画について御質問するわけでございますが、もう警察廳のほうにさつき申し上げたとおりです。この混雑を緩和するために、都市周辺部に駐車場を計画するなり、早急にそれは建設しなければならぬと思うんですけれども、皆

が、この四十五億円、六十億円はいずれも都市計画としてきめられた駐車場でございます。これ

において、あるいはそれ以外のところにおいて都市計画としてきめられた駐車場でございます。これが約三千台ないし四千台分に当たっております。なお、過去数年間のこういう都市計画の駐車場を含めました駐車場の建設の平均を見ますと、大体三万台くらいずつ建設されておるのが現状でございます。したがって、その中で昭和四十七年度におきましては約三千台ないし四千台分でござります。しかしながら、一割くらいが、都市計画駐車場分として建設しなければならぬと思うんですけれども、皆さんの計画なりあるいは今年度の予算なり、これに関連する都市計画一般について御説明を願います。

○小柳勇君　建设省の都市局のほうに。さつき質

問いたしました警察廳と私勧進いたしましたが、駐車場整備の計画について御質問するわけで

ございますが、現在のマイカーによる通勤はさつき申し上げたとおりです。この混雑を緩和するために、都市周辺部に駐車場を計画するなり、早急にそれは建設しなければならぬと思うんですけれども、皆

が、駐車場整備の計画について御質問するわけでございますが、もう警察廳のほうにさつき申し上げたとおりです。この混雑を緩和するために、都市周辺部に駐車場を計画するなり、早急にそれは建設しなければならぬと思うんですけれども、皆

が、この四十五億円、六十億円はいずれも都市計画としてきめられた駐車場でございます。これ

において、あるいはそれ以外のところにおいて都市

計画としてきめられた駐車場でございます。これ

において、あるいはそれ以外のところにおいて都市

計画としてきめられた

とかいう団体がござりますように、整備事業者を中心とする業界の団体でもございますし、ある意味では研究の団体でもある、そういう団体でござります。大体各県に整備振興会というものがございまして、これが全国的に連合会として組織されおりまして、そうしてそこで活動をしておる、こういう状態でございます。

ざいました。実際に、世の中に販売された車は、一〇〇〇%と言つていいと思いますが、型式認定を受けた車でございます。そういう意味では、基本的には、新車の段階では一応保安基準にすべて適合した車でございます。そういう意味で、特にニーザー段階でかつてな改造その他が行なわれておりますればこれは全然問題がないということはないと思いますが、ほとんどの車につきまして

○小柳勇君　ここに十年ばかりの統計がありますが、一人当たりの検査の指數はだんだんふえておられますもので、だから、一人当たりの検査指數が多くなるからそういう検査の失敗もあつたのじやないかといふ心配もありましたから、いま質問しますが、検査要員の数は、四十五年度におきましては陸運事務所に八百五十九人おります。それから四十六年度は九百三名でござります。

○政府委員(野村一彦君) 今度の、軽自動車の検査を開始する案をいろいろと立てましたときに、まず私どもが考えましたことは、国がみずから検査をするということが第一義であるということを考えたわけでございます。その際、先生がただいまおっしゃいましたように、現在の陸運事務所に増員をして、そうして軽自動車の検査が合理的、

場につきましてはまだ差足しまして問題もあります
しょうけれども、十分ひとつ指導していくだから
ければなりません、問題がありませんように。特
に研修制度などを充実して、まあ人間がやること
ですからいろいろ間違いもありましょうが、ひと
つ十分に指導、監督をしてもらって、いろいろ問
題が発生しませんよう指導をしてもらいたいと
思っています。

今回この車両をやる目的の中、さつきから各

○小柳勇君 さつきの、現在の検査制度について、もう一つ私聞くのを忘れておったけれども、現在の検査要員ですね、車検の要員が足らないのではないかという心配があります。そのために、この検査がちょっと手抜かったりしないかと思うのだが、現在の車検の要員及び検査の業務量の推移など、最近一年、二年の統計でいいが、わ

○説明員(隅田豊君) 御指摘のよう、車両数が伸びるに従いまして私たちのほうで行ないます検定員をふやす、そうしなければいつまでもほんとうの検査はできぬのぢやないかと思うのですが、もう一回聞いておきましょ。その点はどうですか。

能率的にやれるかどうかということを検討いたしました。そこで、技術的な問題がございますが、私大きく分けまして、二つの問題があつたわけでございます。一つは検査施設そのものでござります。これは卑俗なことばで恐縮でございますけれども、現在の普通自動車の検査施設というものが必ずしもそのまま、必ずしもと申しますか、相当程度、軽にはそのまま使えない、これはまあ大は小を兼ねるというわけにはいかないわけでござい

省から聞いております騒音防止、排気ガスの規制、事故防止、この三つの要点が述べられております。騒音規制なり、あるいは排気ガスの規制なりということをやりますと、いわゆる車検のほかに特別に改造しなければならぬ面が出てきはせぬかと思うのですが、そういう点は関係ないです。か。車検するときに騒音規制をやるでしょ。まあ普通の車ならそれでオーケーしますけれども、当然それをやらなければならない問題がありますが、たとえば製造上の欠陥などがありまして、新しい車になりますとどんどん排気ガスの規制とか騒音規制もありましようが、古い車などで改造するような必要が出てくるような車もありはしませんか。そうなりませんか。

かつておれば御説明ください。そして、この要旨が少ないと、車検がぎさんになされておるにとするとならばそれは直さなければなりませんから、そういう面を自動車局としてはどういうふうに把握しておられるか、お聞きしておきたい。

○説明員(隅田豊君) 検査関係の業務量の推移を申し上げますと、四十五年を申し上げますと、その前に、検査には新規検査と継続検査と二種類ござります。新規検査は、いわゆる新しく登録されるときの検査でござりますし、継続検査は使用過程に入つてからの検査でござります。新規検査が四十五年度で三百七十七万一千件でござります。それに対しまして継続検査が五百八十万件、合わせまして、大ざっぱに申し上げまして大体九百五

検査の業務量もふえてきております。われわれも一応計算をいたし、それなりの要求をいたしましたが、増員を確保してきてるわけござります。しかし、やはり増員——人をふやすことばかりではなかなかこういう問題は解決いたしませんので、一方におきまして検査機械の自動化——私たちは自動化ということばを使っておりますが、できるだけ人手を使わないで、正確な検査ができるような機械を開発いたしまして、そういう機械を全国の車検場に順次設置していくことも、あわせて全体的な検査場の業務能率をあげるといふことも、あわせ考えながらやっていく所存であります。もちろん、今後とも車検の要員確保といふことにつきましては、われわれとしてはさらに

まして、軽には軽に、その大きさ、幅、いろんなものが違いますので、合った検査施設というものをつくるなければならない。そうすると、軽の車両の数が、先ほど申し上げましたように大体普通車の三分の一程度で推移をしているということです。さいますと、相当のまた設備をここにつくらなければならぬということと、それから人員でございますが、いま先生言われましたように、所要の人員をはじいて、それを職員で要求してやればいいじゃないか。もちろん私どももそういう検討はしたわけでございますが、そういたしますと、冒頭、岡本先生の御質問にお答えいたしましたように、第二陸運事務所というべきものを、やはり建設も共同できる分がありますても、ある程度また施設も四、五ヵ月前より着手しなければよろしく

○説明員(岡田豊君) 技術的な問題でござります。
ので私から答へさしていただきます。
ただいま先生の御指摘で、新しく検査が始まる
と、従来走っている車はおそらく検査に不合格になつて、いろいろ改造しなければならないことが
出るのぢやないか、そういう御趣旨の御質問だと
思いますが、御承知のように、従来やはり軽自動
車でございましても型式認定制度という制度が

十萬件くらいの件数でございます。四十六年、これは一応まだ推定値でございまして、最終的な計算になつておりますが、推定を申し上げますと、新規検査が四百四十万一千件、それに対しまして継続検査が六百五十五万三千件でございます。それに対しまして検査要員でございますが、検査をする要員、これは一応検査場で検査をしている者と窓口で受け付けしている者と両方入ると思いま

○小柳勇君　もう一つの疑問は、今までの検査体制の中に軽自動車は繰り込んでしまっても大丈夫なのではないか。定員をさらにふやせば、別に五百四十人の協会の定員をつくるつもりなら、いまの検査要員の中に四十五年が八百五十九名、これに五百四十名プラスするならば、軽自動車も一般自動車と一緒に検査できるのではないかといふ努力をする覚悟であります。

軽に向いたシン・ノクターが旅館を東京へいたわらひがない。また検査要員も相当の増員を、かりに五百四十名をそのままやすといたしましても、やさなければならぬといふようなことを考えますと、非常に昨今の情勢から見て困難であるといふ状況でござります。したがいまして、私ども、いわば次善の策と申しますか、そういう観点から、この軽自動車、国にかかる代行機関というう

法を選んだにつきまして、先生のいま御指摘のよ

うが増員をする 施設を充てすと いうことで、現在の陸運事務所の中に吸収するということも考えたわけでございますが、これはなかなか実現性という点から、私ども、よく踏み切れなかつたといふのが實情でござつた。

○小柳勇君 私ども、あまり軽自動車を扱ってないのが実情でござります。

が、だから「一般自動車ばかりで——軽自動車も」実は車検をやっておるものと思つておったところが、今回、軽自動車の車検が出まして、全然なかつたのかと思つた。実際は、いまの陸運事務所は一般自動車からオートバイ、軽自動車までやつておるものと思つていたのですが、それほどですから、いまの陸運事務所を、たとえば文所をもらつた所ぐらいいづつ全県にふやしたら軽自動車でもきるのじゃないかと、こういうふうな、これは私しきる所と議論ですけれども、そういう議論がくるうと筋からも多いわけですね。何も民間の協会をつくぬでも、いまの車検の定員をふやして、そして、もう一カ所支所ぐらいくれば、軽自動車もこれには車検はでききります。それで、二点目

○政府委員(野村一彦君)　ただいまの先生の御質問にもございましたが、独立採算という御意見ですが、実は現在の普通の自動車の検査、これは登録も含むわけでございますが、これも実はある意味では独立採算と申しますか、御承知のような車検特会をもってやっておるわけでございます。したがいまして車検特会の収入は、検査の収入と、あるいは登録の収入ということから、登録自動車の登録と検査というものを一体として扱いまして、それを、その特別会計のワク内でやっておるわけでございます。したがいまして、ただいま書いたと、独立採算で検査料でやつていかぬでも、国がちゃんと責任を持って監督して車検ができるでは、ないか、そのほうが正確な車検ができやせぬか、こういう疑問がありますから、もう一回この点について。これとあわせて今後、いわゆる軽自動車検査協会をつくったが、よりよいという確信あるひとつ御意見も局長からお聞きしたい。

生の御提案のようなことになりますと、そういう

考え方でありますと、この軽自動車をもとの車検会の中に入れてやるというような、方法論としてはそういうことにならうかと思います。もちろん、そういうことも私ども事務的に検討をいたし

たわけでもございります。ただ、現在の軽自動車について申し上げますと、検査は今回対象にいたしました

○小柳勇君
直接に……。

○政府委員(野村一彦君) その御意見に対し
ては、実は私どもまあ何ですが、率直に言
て異論があるわけでござります。といいま
す。

は、私どもは、昭和三十七年から民間車検を
てまいりましたのは、一つは、この何といい

か、この車検の性質といふものをいろいろ検討してみますと、これは俗にまあ公権力の行いうようなことをいわれておりますけれどもどもこれは法制局もまじえた見解でござるが、一つの確認行為である、國がきめる安全標準というのに合致して、そうして、その基合致したものは自動車を有効に運行してよろ

という一つの確認行為でありまして、いわゆる通の権力行為とは違う。そういう性質のもの

ともどもおるわけでござりますが、そういうものやるにつきまして、これはもちろん國がやるうことが一番望ましいわけでござります。しながら一方におきまして、自動車工業の発達をいまして、あるいは自動車の需要の発達に伴して、民間の技術といふもの、あるいはそれら整備能力あるいは検査能力といふものが、

に有効的に活用をされておるわけでございまして、そういう意味から民間の整備能力、検査としうるものを使用していくということは、その方では、増大をする自動車の需要にこたえる時に、民間のそういう能力をますます生かし長していく。それから、その検査をする場所的な分布から考えましても、国が全国すみにネットワークを張りまして、そうして国の好みで検査をやるということは、なかなかこれの検査の利用者の利便という点から考えてても

であろう。そういうことから、張った当時は非常

に指定整備事業といふものは、バーセンテージがいいのですが、将来は、国といふものはむろ民間のそういう足らざる点をカバーをすることと、それから最後の、やはり最終的な責

は国が持つべきだということで、国の検査といふものはもちろん必要でございますけれども、そ

民間の整備能力、技術能力、検査能力といらも
ができるだけ活用し、そうして、それを育成し
いくということが自動車の利用者にとつても利
であるし、また、それは監督によつて十分所期
目的を達することができるということから、登
車について民間の検査能力の活用といふこと
やつていてるわけでござりますので、ちよつと全
国に持つていくということは、私は、今日の状
におきましては、客觀勢勢からいたしましても
また以上申し上げましたような意味合いからい
しましても、まあ無理があると、かように考え
次第でございますので、御理解いただきたいとこ
います。

○小柳勇君 この協会の設立を認めるといったとして、家を建て、人を求めて、組織をつくりてかなきやなりませんが、この一億五千万円の出で、他からどういうふうな資金が出るのかといふことを、いまから土地を買いまして家を建ててを求めて、これだけの予算でやれるのか、やれのか、その点いかがでしょうか。

○政府委員(野村一彦君) まず考えておりますは、資金計画をいたしまして、四十七年度では冒頭御説明いたしましたように、政府の車検特から一億五千万円の出資をお願いいたしております。それから借り入れ金としては市中銀行から合計十五億円のお金を借り入れることにいたしております。その用途といたましては、建設費に約十四億七千万円、それから業務管理費、それから業務外の支出、これは支払い利息と創業費が主でございますが、そういうのを合わせまして十六億五千万円ということです。金の収支が成り立つておるわけでございます。

たがいまして、本年は十五億円の借り入れ金、これは出資金の十倍になるわけでございますが、四十八年の後半から業務が始まりますので、四十八年度に相当の収入を期待することは、業務收入まで期待することは、これはできません。まあ平年でいままでの、冒頭、岡本先生の御質問にお答え申しましたわけでござりますが、借り入れ金として八億五千万円ということを四十八年度はなお予定をしておる、それから政府出資は現在の約倍ぐらいいの三億円を要求したい、これが現段階における計画でございます。そういうことでやつていきますと、大体二十億円ぐらいの金が四十八年度に調達できる、それでも建設費の五億円ほどを四十八年度でさらに追加支出をするという、資金的にはそういう関係になつていくかと思います。それから場所の取得につきましては、これはもちろん現在の土地事情のもとにおいて、いろいろ困難な条件はあるかと思しますが、すでにもう軽いの検査をやるべきだという声が数年前からありますので、それとのかね合いにおきまして、軽の検査を高まつきましたので、私どもはかねて現在の陸運事務所の施設の拡張とかあるいはコースの増設といふようなことをいろいろやつておりますので、それとのかね合いにおきまして、軽の検査をやるとすればどういう場所がどういうところにあるかということの、それは役所の現在の一つの目算でございますが、一応のめどをつけておりますので、それはこの協会が発足いたしましたならば全力をあげて人の養成とともにその施設の確保といふようなことをやつてしまれば、私、いま申し上げましたような四十八年度が二十億、本年度が十六億五千万というような金額でもって人とのもの、準備体制が整うものであると考えますし、また、ぜひ整えなければならない、かように思つております。

県一ヵ所です。だから将来計画としても、いまの陸運事務所単位くらいには検査場を置くべきだと思いませんが、いかがですか。

○政府委員(野村一彦君) 発足当時におきましては、北海道七ヵ所、あと沖縄を含む各府県に一ヵ所ずつの支所を置くということを考えております。その後のこととございますが、軽自動車の普及状態、それから検査の需要、それから既設の支所との何といいますか、距離、時間、そういうようなことをにらみ合わせまして、おそらく大都市の相当需要のあるようなどころには、また支所の出先と申しますか、分室と申しますか、そういうところも設ける必要があろうと思ひますので、そういう点につきましては、それこそ弾力的に措置でできるものと私ども考えております。また現在普通自動車についてやつておりますと同じようなわゆる出張検査、こういうことも、受け入れ体制を整えて出張検査をやるということとも考えておりますので、そういう意味で発足当時は、北海道は別といたしまして、各一府県一ヵ所でござりますが、あとは実情に応じてまた出先をふやしていく、ということは十分考慮いたしたいと思っております。

○政府委員(野村一彦君) 出張検査といいますのは、現在の普通自動車についてもやっておりますが、先生御案内のように、普通の検査でございますと、継続検査の場合は、車の使用者が車を持って陸運事務所あるいは支所へ持ってきて検査を受けるわけですね。そこでその検査官が所定の検査表を用いて、車の状態を確認する、そして合否を決定する、こういうことでございます。出張検査は逆に、たとえばある地點で検査の施設がある、あるいは一定の場所がある、そういうところにポータブルな機械を持つておられる、いけるというような状況でございましたと、あらかじめ何月何日に、どこに何台の自動車が集まるよ

○小柳勇君 次に、人の問題です。人の問題は、私は、いま陸運事務所などで検査官など定年でおねがいになるような方がおやりになるのは賛成です。やめになるかわかりませんが、とにかく五百四十人の方がこれから要るものですから、現職の、たとえば若い、定年でもないような方を引き抜くようなことがあつてはあとが困ると思うが、この五百四十人の協会の人の採用については、いま大体の目算がついているのですか。

やつて、人、この中に、たとえば家庭の事情等によつて、國の検査官をやつておれば福岡なら福岡陸運局管内の各県を一年か二年おきに回らざるを得ない。そういうことは困るというような方も間々あるよう聞いております。そういうような適任者の中で、家庭の事情等で自分は一ヵ所からあまり動きたくないというような方もあるようでござりますが、そういう方につきましては、現在の公団、公社と同じような給与その他の待遇条件を考えておるわけでござりますから、そういう点を勘案して本人の希望があればこれを採りたい。そうすると、人數的に見ますと、現在いわゆる検査員につきましては百一、三十人の、これは大まかな見当でございますが、大体半分程度は民間から、半分程度は國からということをございます

やつてゐる人、この中に、たとえば家庭の事情等によつて、國の検査官をやつておれば福岡なら福岡陸運局管内の各県を一年か二年おきに回らざるを得ない。そういうことは困るというような方も間々あるよう聞いております。そういうような適任者の中で、家庭の事情等で自分は一ヵ所からあまり動きたくないというような方もあるようでござりますが、そういう方につきましては、現在の公団、公社と同じような給与その他の待遇条件を考えておるわけでござりますから、そういう点を勘案して本人の希望があればこれを採りたい。そうすると、人數的に見ますと、現在、いわゆる検査員につきましては百二、三十人の、これは大まかな見当でござりますが、大体半分程度は民間から、半分程度は国からということとございますが、これは全く現在の一つのめどでございますので、これは実情に応じてやっていきたい。といいますのは、民間から採る場合を考えましても、大体現在、整備士の検定試験に合格する人が毎年十万人くらいおります。こういうような人の中から教習をやつたり、研修をやつたりして、こういう業務に向いた人をさがし出すということはそう困難ではない。もちろん、これには待遇、条件その他もありますが、そういうことを考えれば、民間の既存の業者に無理をお願いしなくてもある程

一

れる場合と大体同じ条件でございまして、そういうことから考えますと、一般公務員より、何といいますか、給与の月額に比較してみましても、おろく一〇%くらいよくなるのではないかろうか、つまり端的に申し上げますと、公団、公社に行つた場合と同じ待遇を受けると、こういうふうに私も計画をいたしております。

○小柳勇君　衆議院の附帯決議で、「検査協会」の役職員の選任について、特に公正妥当を期するよう配慮すること。」という附帯決議がありますが、これは蛇足かもわかりませんが、質問しておきますが、たとえば理事長とか理事という人は大体意中の人がありますか。

御審議のときに御答弁になつたのでございますが、現在は全く白紙でございます。ただ、先生御案内のとおりに、これは兼職禁止になつておりますので、したがつて非常に人選についてはむづかしいと思いますが、衆議院の附帯決議の御趣旨にもかんがみまして公平な人選をいたしたいということことで、まあ、この法律を通していただきますれば具体的な人選に着手できると思いますが、現在はまだ白紙でございます。

○伊部真君 きょうは車両法の一部改正についての質問がありますが、たまたま調査案件の質問をする機会がありますので、車の検査の前に人間の検査のことについて聞きたいんですが、これは自動車局長にきのう少しお尋ねをしておきましたが、五月の二十日の日の新聞に出ておったことでありますけれども、西武バスの滝山営業所で料金の不正があるんではないかと乗客の連絡がありまして、それに原因を発しまして、運転手を呼んで、上半身を裸にして、そして検査をした、しかしそれは何もなかつたということです。この場合に、これはだれもいないところでやつたんなら

まだ理屈も通るんですけど、修理工場の人だとかあるいは社外の清掃人が目に触れるようなところで裸にして調査をした、この結果白であった。これは人権問題だということで組合でないへん問題にいたしまして、そして、いま労使双方の紛争事項になっているわけですね。そして、かなり車がくれているというような現象が出ているわけですから、この事実について知っているかどうか、お聞きをいたします。

○政府委員(野村一彦君) ただいま御指摘のありました件につきましては、実は私もその事件がありました直後ですか、ある新聞に載っておりましたので、それを読みまして十分知っております。したがいまして、さっそくこの内容について、どういうことかということを会社に問い合わせをいたしました。その結果、ただいまの先生のお話と多少まあ違いますけれども、そういうトラブルがあつたということございます。本件につきましては、これは労使間の問題という以前の人間的な信頼関係の問題でございますし、非常にデリケートな問題でございますので、私ども、自動車行政という立場以前の問題でございまして、そういう意味で非常に重視いたしておるわけでございませんけれども、これは会社とそれから組合との人間的な信頼関係の問題として、これがあとにしこりを残さないように善処されることを希望しつつ、会社にそういう善処方を要請しているというのが現状でございます。

で——確かにこの齊藤という人は料金を一部着服したということが事実のようです。しかし、この齊藤さんという人は、その日が終わって家に帰つて、次の日が日曜でありました。そして奥さんや子供を実家に帰して——このときには警察からの出頭命令もあったそうです。そういう状態を苦にしてしまって、女房、子供を家に帰して自殺をしてゐるようです。こういう事件を起こしておる西武バスが再びこういうことをやることに對しては非常に問題だと思うんです。私は、どこでも行なわれているような、たまたまそういうことをやるといふんじやなくて、去年の十一月の二十七日にこんな大事件を起こしているものが、輕率にも、またしても本人を連れ出して、そうして裸にして調べるなんということは、私は行き過ぎもはなはだしいものだと思うんですよ。むしろこれは私は警察署のほうの人権問題のところで議論すべきだと思つたからでしようが、これはやっぱり行政監督に承知をしてないそうです。時間的に余裕がなかつたからでしようが、それはやつぱり行政監督にあるものとしては見のがしてはならぬことだと思います。この件についてはどうされますか。

ですが、人間的な信頼関係というものが基礎でございますので、こういうトラブルがしばしば起こるようでは、りっぱな、安全なサービスということはなかなか私はむずかしかろうと思います。そういう意味で十分会社に今後注意をいたしまして、人権問題としてあるいは人間関係の正常化の問題として、早急にこういうことが起らぬようには善処をしたい。と同時に、この問題については警察のほうの御処置に従うように十分会社側を指導したいと思います。

○伊部真君 この身体検査問題というのはかつてだいぶ問題になつたことがあるわけですね。特に車掌の身体検査の場合ですね。したがつて、われわれはその時点では非常に神経質でありましたけれども、ワンマンになりましてから、女の子がいなくなつてから、非常にこの問題がぼげてきましたと思うのです。しかし、一面考えますと、ワンマンになつたからこんな事件が起きたのだ、むしろ料金問題というのは牽制するという状態がなくなつて一人でやられているからですね。これは私は確かに、その事件を直接行なつた齊藤さんもそれはいいとは言えませんけれども、しかし一面では、ワンマン運行をやつたための一つの悲劇であるとも言えるわけですよ。

で、特に私は気の小さい人だと思うのであります、女房、子供を実家に帰して車の中で自殺をするというようなことが行なわれたんですから、こういう問題については同じ会社として神経をとがらすのが私は普通だと思うのですよ。それをまたしてもここのような監督をするといふ、その無神経さに私は驚くのです。しかも、そういう事件に対して組合のほうが騒いで、その責任者は責任をとらすべきではないかという要求をするのは私は当然のことだと思うのですよ。そんなことが紛争になるというようなことがおかしいのであって、それが営業権だとか、自分たちのほうの権限の範囲内だということで争いが起ることというのは、私は無神経きわまると思うのです。私はこういう問題は、これはきょうはほんとうは都合によつては

西武のバスの社長もここに来てもらつて明らかにしてもらわぬといかねと思うのです。労使問題となつておるものに直ちに介入のことになつてはいなかねと思つて、ちょっと私は差し控えたんだが、しかし私は、これは許してはならぬことだと思います。したがつて、私は、どうしようとするのか、この問題について、一般的な問題として、もう一ぺんやはり運輸省として各業者に対して、このような事件を一つの問題点にして、そして再びこういうことが起きないよう、やはり示達をするということが必要でしよう。もう一つは、直接に西武バスの社長——責任者を呼んで、私は、大臣からでも厳重にこの問題については言渡してもらいたい。そして少なくとも人一人がなくなつたので、無神経に行なうということに対する警告を発してもらいたい。单なる口頭でやりとりするんじゃなくて、やはりこの問題については何らかの意見表示をさすということが必要じゃないか、私はそういう思います。そういう点について、ひとつ大臣にぜひお願ひをしたいと思う。

ようにも十分注意をしたいと思います。具体的な方法につきましては、これは東京のバス会社でござりますので、直接監督をいたしておりますのは東京陸運局長でございますので、まあどういうふうな注意のしかたをするかということにつきましては、よく大臣の御意向もお聞きしながら、部内で検討して、そして処置をいたしたい、かように考えております。

で、避けなくちやならないことでござりますから、直ちにそういう具体的の問題を嚴重に調べさせまして、そしてそれらのものが、事実こういう問題がございましたら、嚴重に警告を發しまして、再び起こることのないよういたしまりたい、こういうふうに思います。

○伊部真君 この問題は、私は労使の紛争問題としてお出し申し上げているのじやないんですよ。労使の紛争問題が起きた原因は何かといえば、普通の質上げ問題じゃないのですよ。で、この記事は、公共輸送の問題からいって住民が騒いでいるということもありますけれども、これは去年の十一月に、そういう人一人を自殺に追い込むような事件を起こしているというところが私は問題だと思うのですよね。私は、このことだけならほかの会社にもあるだらうと思います。また、そのことは、私は注意をしてもらうという程度で済まされることだと思います。しかし、十一月の末になると、起きて、二十九日に出頭命令が出て、そのことを苦にしてなくなっていると、いま私は警察庁に間

いたら、警察のほうでも埼玉県警で調べて、この呼び出しがあつたかどうかという事実問題については、もう一へん調査をすると言つておられます。しかし、この点は、私は現地の人に直接電話をして聞いているわけです。齊藤忠という人で、名前まではつきりしているわけですから、こういうことについては、私は事実関係をはつきりしているわけですから、今回の事件の有無は別として、これは当然行き過ぎであることは事実です。いずれにしても、人一人死に追いやるというようなやり方をして、相手方は気が小さいといったって、それはやっぱりそれほどのショックを与えるようなやり方をしたんですから、これは運輸省のほうはやつぱり陸運局長がどうのこうのというのじゃなしに、社長を呼び出して大臣が直接事情をただして、そして、ちゃんとした、事実そういうことが起きたという背景が認められるなら、これは明らかに何らかの処置をしてもらわなければいかぬと思います。

○伊部真君　事実関係の内容は明らかでござります。
○政府委員(野村一彦君)　斎藤さんの件につきましては、そのとおり、じやあ確認されますね。
○森中守義君　だから、私が事実関係を明らかにしてほしいというのは、そういう死人が出たということを当事者からきちんとして、そして答弁したらどうなんですか。その処置をどうするかというのはこれから問題です。こういう意味です。
ぐ東京陸運局長なり——あるいは埼玉に陸運事務所もあるでしよう、あるいは会社も、大臣、ちよつと確かめて答弁してください、そのためによつと休憩を求めようと、こういうわけです。
○委員長(木村陸男君)　ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(木村睦男君) 速記を起こして。
○伊部真君 ちょっと大臣に事情を書いたやつを見ておいてもらつて——こう、いう事件が重なつてゐるわけでありますから、したがつて、これはたゞだ調査をしてという程度では私は済ませられないと思うんです。事実関係が、私が申し上げていることに大筋間違いなければ大臣どう思つておられますか。どうされますか。

○国務大臣(丹羽喬四郎君) まだこちらで実情調査しておりますんで、仮定の問題のお答えで恐縮でございます。第一の問題は、それで一応警察に行つたと。その伊部先生のいまのお話、拝見いたしましたと、本人自身に身体的な身体検査をしたとか、そういうことはございません。ただ警察の照会に対しまして非常に驚いて、お氣の毒ですが、自殺までした、こう、いうことでござりますので、本人を調べないで警察にすぐ連絡をしたことの当否ですね、その点が問題になる。こういうふうに、いまのあれだけでは……。

○伊部真君 身体検査していますね。

○国務大臣(丹羽喬四郎君) しているんですか。

○伊部真君 しています、身体検査。

○国務大臣(丹羽喬四郎君) それでやっぱりそ

ういう事実、黒であつたことは事実ですか。

○伊部真君 そうです。

○国務大臣(丹羽喬四郎君) ああそうです。それは合法的に——いま言つた、人の見るところで

こととか、そういうことじゃないんですか。

○伊部真君 私が一つの問題点を言うのは、いま起きているのは、この事件、これ二十日の読売なんですがね。これだけ大きな新聞記事が出ている

わけですね。これの原因というのは、人の、ある程度目に触れるようなところで上半身を裸にして

検査をした、そのときには白だった、白であつた

んですね。これがおつたからといってばつ

た、なぜこんなことをやつたんだということで、

その従業員は組合にかけ込んで、組合のほうは人権問題だということ、これ紛争になつてゐるわ

けですね。したがつて、私は、この事件は当然労使で話をするべき問題だと思うんですね。た

だ、なぜこんなに問題がもつれるのかといえば、去年の十一月にこの事件があった。この事件は何

かといつたら、これは一つのしかたとして、問題があるんですね。近所に営業所長とか本社の係員だと、二、三人も寄つて、望遠鏡でにらんで

いる、そうして、それがおつたからといってばつ

つかまえに行って、つかまえて身体検査をす

る。そうして、黒であつたということで警察に通報しておるというやり方ですね。そのため日本人は自殺をしたのですよね。奥さんも帰してといふことは覚悟の上でしよう。こういう事件を起こしたときには、普通なら、これはたいへんなことに

なつたと、よほどのがなれば、これは注意をしなきやならぬというのが普通の神経だと

思ふのですよ。これが、何が原因か知りませんが、こういう人命を落とすような事件を去年の十

月の末、まだそんなに日にちがたっていないのに、そんなときにもう一ぺんこんなことが起きる

というのは、私は会社の体質として非常におかしいと思うのです。労使問題というよりは、従業員

に対する姿勢として、経営者として実はモラルの問題もあります。こういうことになりますと、

これは紛争だけではなく、やはりこういう身体

検査というやり方に対し、私は運輸省としてや

はり考えていかなければいけないか、指導の立場からいってもですね。こういうことを私は

感じるのでよ。

したがつて、少々の言つたことは聞かぬ相手で

すからね、大臣が直接社長を呼び出してやられれば少しは聞くのではなかろうか。あるいは、その

問題について担当者をやはり、組合の要求もある

が、組合の要求でこれはやるということは別にい

たしましても、当然その人間の処罰は、配置転換

するとか、かえるとかそういうのをやるのがあたります

ままでしよう。人一人死に追いやる、こういう問

題が起きて紛争が起つてゐる。で、これはそろ

常識的ですね、私が言つてることがまるきり

違うなら、これは、私はうそを言つてゐるわけ

じゃない。私は責任者から直接話を聞いて、これ

を記録してゐるわけですし、そうして、いま警察

局のほうにも、警察のほうで、埼玉県警でもう一

歩もしませんが、しかし大筋が違わなければ

いい、それで、それがおつたからといってばつ

つかまえに行って、つかまえて身体検査をす

る。そうして、黒であつたということですから

報しておるというやり方ですね。そのため日本人

は女性の身体検査の問題、たいへん問題になつた

のですよ、バスの問題、少し遠のきましたけれども

も。しかし、これはこれから問題点としてたい

へん大きな問題点にならうと思ひますので、これ

は規則上どうとかいうのじやなしに、やはり當

然、運輸省としての通達はもう一ぺん出して

だく。同時に、個々の問題については、具体的に

車両のほうの問題であります、どうも、この

車両の問題についての質疑は続行することにして、

一応留保して次に進みます。

○伊部真君 それでは、そういうことで、あした

この問題についての質疑は続行することにして、

車両のほうの問題であります、どうも、この

車両のほうの問題であります、どうも、この

車両のほうの問題であります、どうも、この

許業務がありますね。それから貨物あるいはレンタカーその他の免許行政というのがあります。

タカラの免許業務で何ば——それから、私がかつて白トラの問題を局長に聞いたときに、

白トラ問題についての調査なりあるいは検査結果

といふもの、何か一年間に千何百件もございました。これは警察廳と相談をして、協力をしてやつたことだと思います。かなりそういう業務を行

なつておるという回答を受けています。これがど

この担当で、どの程度の人員か、大体大まかに

いたつて。この陸運行政の業務分担と人員について

ひとつお聞かせをいただきたい。

○政府委員(野村一彦君) お答えいたします。

まず國の第一次的な出先といたしまして陸運局が全国に九ヵ所ございます。この陸運局の業務を

分けますと、総務部、これは東京、大阪の大きな

局とほかと多少違いますけれども総務部といふものがございます。それから鉄道部といふものがござります。それから自動車部、これは東京は一部、二部といふように二つに分かれています。

それから整備部。この四部ないし五部がござります。これは全部いわゆる一般会計の職員でござります。それは全部六百八十六名ほどおります。業務

として、これが六百八十六名ほどおります。業務

はそれぞれいま総務部は普通の総務の業務を

やっておりますし、鉄道部は地方鐵軌道の監督を

やっております。それからローブウェーとか、そ

ういうものの監督をやっておるわけでございま

す。自動車部はいわゆるバス、タクシー、トラック、そういうものの事業の免許あるいは運賃の認

可その他一般的な道路運送法の施行に関する監

督、そういうものをやっておるわけでございま

す。それから整備部は三つのセクションがござ

ります。一つは登録業務をやっておる。一つは車

両課といいまして、検査、つまり自動車のいわゆ

る車検の監督をやっておるわけでござります。そ

れから整備課といいますのは整備事業者の監督を

やっておるわけでござります。こういう構成が六

百八十六名でございます。

それから、そのほかに特別会計といたしまして、総務部の中にも一部、特別会計要員がござります。

大部分は、実は陸運局では車検特会の人員がござります。これが先ほど申し上げました検査、そういう関係の事務、あるいは指定整備の監督をやっている事務の人が車検特会に入つておるわけであります。それから自賠特会の人が一部ござります。そういうことで、先ほどの六百八十六名に、いま言いました車検特会と自賠特会の人員が全部合わさりまして合計八百五十四名の職員が全陸運局九カ所でおるわけでございます。これは陸運局でございます。

それから直接現場で仕事をやつておりますのは陸運事務所でございます。陸運事務所は北海道七カ所、あとは各府県に一ヵ所ずつあります。もちろん、その支所のあるところもありますが、本所としてはそういう構成になつております。これが全部で二千四百三十三名ほどおります。その内訳は、一般会計、これは総務課と輸送課。輸送課といいますのは、大体、陸運局の自動車部の出先といふうに考えていただけばいいと思ひます。これが総務課と輸送課と合わせて三百二十九名おります。これは車検特会、これも検査要員九百五名、それから登録要員千二十一名、それから指定整備の要員七十五名、それから検査登録関係の庶務の要員百四名、合計二千百四名ということで、陸運事務所は全国で一千四百三十三名、こういう数字でございます。

先ほど先生がおっしゃいました、街頭の検査といいますか、白トラとかあるいは過積みとかの取り締まりということで私がお答えしたときに、私は陸運事務所にこういう人間は五名ぐらいしかおりませんと申し上げた記憶がございます。それは、いま申し上げました輸送課が全国で二百九十分ございます。これををおおむね一つの陸運事務所に割り振りますと、五名ぐらいしかいないわけで、これがふだんはバス、トラック、タクシー等

の免許とか、許認可とか、こういう事務、あるいは一般的に道路運送法の指導、監督の事務をやつています。それが中心になつておるわけですが、それが白トラとかあるいは過積みとかの取り締まりをやる場合には、留守番を

置いて大部分の者が、それが中心になつて街頭に出ていて、警察と連絡をとつて街頭の監査といいますか、街頭取り締まりをする。そういう意味で、私がほぼ五名と申し上げたのは、各陸運事務所の輸送課の人員は、実は課長以下五名より多いところもございますけれども、大体五名程度のものである。そういう者が過積みとか白トラとかの取り締まりをするときの主体でございます。もちろん事務の都合によつて大々的にやる場合には総務課の職員が応援に行って、また場合によつては

検査とか登録とかの職員が応援に行くこともあります。しかし中心的な存在は輸送課の職員でございまして、これは課長以下五名程度、こういうことございます。したがいまして、取り締まりとかなんとかをやる場合には、各課、陸運事務所、大体一番少ないところが二十名前後でございまして、これが課長以下五名程度、こういうことは、ひまな人は全部かき集めて、所掌事務の検査

は五百四十名。それの対象、同じような業務を行

うのを、少なくともそれと同じ比率で考へてい

ますから、ここで取り締まりをやるというときに

対象といふものは、千五百万台くらいです。

か、今度五百万台から六百万台ということがな

どありますけれども、この検車といつだけでは

ないわけですね。だから、いままでの普通車の検

査対象といふものが、大体一千五百万台くらいで

あります。そういう割り振りになつております。

○伊部真君 そうしますと、今度の協会で、要員

は、その中の中心的な存在は、検査コースで検査

を、具体的に作業服を着てやつておる現場の職

員、それから、その前後の書類の整備に当たる補

助要員というような者が九百五名ございます。

それから、いわゆる指定整備事業を監督している職員。それは、先ほど申し上げました七十五名の職員が、この事業は指定整備事業に指定する資格があるかどうかという判断、あるいは資格があると

して判断された、指定されたその指定整備事業の業務の監督をする者、それが七十五名であると思

います。適合証を審査をする人、チェックをする人

は、この九百五名の中に入つておるわけでござ

ります。そういう割り振りになつております。

○伊部真君 そうしますと、今度の協会で、要員

は、その中の中心的な存在は、検査コースで検査

を、具体的に作業服を着てやつておる現場の職

員、それから、その前後の書類の整備に当たる補

助要員というような者が九百五名ございます。

それから、いわゆる指定整備事業を監督している職員。それは、先ほど申し上げました七十五名の職員が、この事業は指定整備事業に指定する資格があると

して判断された、指定されたその指定整備事業の業務の監督をする者、それが七十五名であると思

います。適合証を審査をする人、チェックをする人

は、この九百五名の中に入つておるわけでござ

ります。そういう割り振りになつております。

○伊部真君 私はあとでまたこれで質問をしたい

のでありますけれども、この検車といつだけでは

なしに、この協会の権限は、ここに明らかにあり

ますように、検車以外の、自動車税とかあるいは

重量税の突き合せの問題だとか、あるいはそれ

に伴つての事務処理があると思いますね。そういう

のは、やはりさつき言つた届け出業務の中に入

るわけですね、二百四十名という中に。

○伊部真君 私はあとでまたこれで質問をしたい

のでありますけれども、この検車といつだけでは

なしに、この協会の権限は、ここに明らかにあり

ますように、検車以外の、自動車税とかあるいは

重量税の突き合せの問題だとか、あるいはそれ

に伴つての事務処理があると思いますね。そういう

のは、やはりさつき言つた届け出業務の中に入

るわけですね、二百四十名という中に。

○伊部真君 私はあとでまたこれで質問をしたい

のでありますけれども、この検車といつだけでは

なしに、この協会の権限は、ここに明らかにあり

ますように、検車以外の、自動車税とかあるいは

重量税の突き合せの問題だとか、あるいはそれ

に伴つての事務処理があると思いますね。そういう

のは、やはりさつき言つた届け出業務の中に入

るわけですね、二百四十名という中に。

○伊部真君 私はあとでまたこれで質問をしたい

のでありますけれども、この検車といつだけでは

なしに、この協会の権限は、ここに明らかにあり

ますように、検車以外の、自動車税とかあるいは

重量税の突き合せの問題だとか、あるいはそれ

に伴つての事務処理があると思いますね。そういう

のは、やはりさつき言つた届け出業務の中に入

るわけですね、二百四十名という中に。

○伊部真君 私はあとでまたこれで質問をしたい

のでありますけれども、この検車といつだけでは

なしに、この協会の権限は、ここに明らかにあり

ますように、検車以外の、自動車税とかあるいは

重量税の突き合せの問題だとか、あるいはそれ

に伴つての事務処理があると思いますね。そういう

のは、やはりさつき言つた届け出業務の中に入

るわけですね、二百四十名という中に。

○伊部真君 私はあとでまたこれで質問をしたい

のでありますけれども、この検車といつだけでは

なしに、この協会の権限は、ここに明らかにあり

ますように、検車以外の、自動車税とかあるいは

重量税の突き合せの問題だとか、あるいはそれ

に伴つての事務処理があると思いますね。そういう

のは、やはりさつき言つた届け出業務の中に入

るわけですね、二百四十名という中に。

○伊部真君 私はあとでまたこれで質問をしたい

のでありますけれども、この検車といつだけでは

なしに、この協会の権限は、ここに明らかにあり

ますように、検車以外の、自動車税とかあるいは

重量税の突き合せの問題だとか、あるいはそれ

に伴つての事務処理があると思いますね。そういう

のは、やはりさつき言つた届け出業務の中に入

るわけですね、二百四十名という中に。

○伊部真君 私はあとでまたこれで質問をしたい

のでありますけれども、この検車といつだけでは

なしに、この協会の権限は、ここに明らかにあり

ますように、検車以外の、自動車税とかあるいは

重量税の突き合せの問題だとか、あるいはそれ

に伴つての事務処理があると思いますね。そういう

のは、やはりさつき言つた届け出業務の中に入

るわけですね、二百四十名という中に。

○伊部真君 私はあとでまたこれで質問をしたい

のでありますけれども、この検車といつだけでは

なしに、この協会の権限は、ここに明らかにあり

ますように、検車以外の、自動車税とかあるいは

重量税の突き合せの問題だとか、あるいはそれ

に伴つての事務処理があると思いますね。そういう

のは、やはりさつき言つた届け出業務の中に入

るわけですね、二百四十名という中に。

○伊部真君 私はあとでまたこれで質問をしたい

のでありますけれども、この検車といつだけでは

なしに、この協会の権限は、ここに明らかにあり

ますように、検車以外の、自動車税とかあるいは

重量税の突き合せの問題だとか、あるいはそれ

に伴つての事務処理があると思いますね。そういう

のは、やはりさつき言つた届け出業務の中に入

るわけですね、二百四十名という中に。

○伊部真君 私はあとでまたこれで質問をしたい

のでありますけれども、この検車といつだけでは

なしに、この協会の権限は、ここに明らかにあり

ますように、検車以外の、自動車税とかあるいは

重量税の突き合せの問題だとか、あるいはそれ

に伴つての事務処理があると思いますね。そういう

のは、やはりさつき言つた届け出業務の中に入

るわけですね、二百四十名という中に。

○伊部真君 私はあとでまたこれで質問をしたい

のでありますけれども、この検車といつだけでは

なしに、この協会の権限は、ここに明らかにあり

ますように、検車以外の、自動車税とかあるいは

重量税の突き合せの問題だとか、あるいはそれ

に伴つての事務処理があると思いますね。そういう

のは、やはりさつき言つた届け出業務の中に入

るわけですね、二百四十名という中に。

○伊部真君 私はあとでまたこれで質問をしたい

のでありますけれども、この検車といつだけでは

なしに、この協会の権限は、ここに明らかにあり

ますように、検車以外の、自動車税とかあるいは

重量税の突き合せの問題だとか、あるいはそれ

に伴つての事務処理があると思いますね。そういう

のは、やはりさつき言つた届け出業務の中に入

るわけですね、二百四十名という中に。

○伊部真君 私はあとでまたこれで質問をしたい

のでありますけれども、この検車といつだけでは

なしに、この協会の権限は、ここに明らかにあり

ますように、検車以外の、自動車税とかあるいは

重量税の突き合せの問題だとか、あるいはそれ

に伴つての事務処理があると思いますね。そういう

のは、やはりさつき言つた届け出業務の中に入

るわけですね、二百四十名という中に。

○伊部真君 私はあとでまたこれで質問をしたい

のでありますけれども、この検車といつだけでは

なしに、この協会の権限は、ここに明らかにあり

ますように、検車以外の、自動車税とかあるいは

重量税の突き合せの問題だとか、あるいはそれ

に伴つての事務処理があると思いますね。そういう

のは、やはりさつき言つた届け出業務の中に入

るわけですね、二百四十名という中に。

○伊部真君 私はあとでまたこれで質問をしたい

のでありますけれども、この検車といつだけでは

なしに、この協会の権限は、ここに明らかにあり

ますように、検車以外の、自動車税とかあるいは

重量税の突き合せの問題だとか、あるいはそれ

に伴つての事務処理があると思いますね。そういう

のは、やはりさつき言つた届け出業務の中に入

るわけですね、二百四十名という中に。

○伊部真君 私はあとでまたこれで質問をしたい

のでありますけれども、この検車といつだけでは

なしに、この協会の権限は、ここに明らかにあり

ますように、検車以外の、自動車税とかあるいは

重量税の突き合せの問題だとか、あるいはそれ

に伴つての事務処理があると思いますね。そういう

のは、やはりさつき言つた届け出業務の中に入

るわけですね、二百四十名という中に。

○伊部真君 私はあとでまたこれで質問をしたい

のでありますけれども、この検車といつだけでは

なしに、この協会の権限は、ここに明らかにあり

ますように、検車以外の、自動車税とかあるいは

重量税の突き合せの問題だとか、あるいはそれ

に伴つての事務処理があると思いますね。そういう

のは、やはりさつき言つた届け出業務の中に入

るわけですね、二百四十名という中に。

○伊部真君 私はあとでまたこれで質問をしたい

のでありますけれども、この検車といつだけでは

なしに、この協会の権限は、ここに明らかにあり

ますように、検車以外の、自動車税とかあるいは

重量税の突き合せの問題だとか、あるいはそれ

に伴つての事務処理があると思いますね。そういう

のは、やはりさつき言つた届け出業務の中に入

るわけですね、二百四十名という中に。

○伊部真君 私はあとでまたこれで質問をしたい

のでありますけれども、この検車といつだけでは

なしに、この協会の権限は、ここに明らかにあり

ますように、検車以外の、自動車税とかあるいは

重量税の突き合せの問題だとか、あるいはそれ

に伴つての事務処理があると思いますね。そういう

のは、やはりさつき言つた届け出業務の中に入

るわけですね、二百四十名という中に。

○伊部真君 私はあとでまたこれで質問をしたい

のでありますけれども、この検車といつだけでは

なしに、この協会の権限は、ここに明らかにあり

ますように、検車以外の、自動車税とかあるいは

重量税の突き合せの問題だとか、あるいはそれ

に伴つての事務処理があると思いますね。そういう

のは、やはりさつき言つた届け出業務の中に入

るわけですね、二百四十名という中に。

○伊部真君 私はあとでまたこれで質問をしたい

のでありますけれども、この検車といつだけでは

なしに、この協会の権限は、ここに明らかにあり

ますように、検車以外の、自動車税とかあるいは

重量税の突き合せの問題だとか、あるいはそれ

二四

現場へ行きたかったのですが、時間的に間がありませんので、よう行かなんだのですが、走っている状態というものをつくる。そういう状態で、ふだんの走っている状態というものと同じ状態で、この排気ガスとか騒音の状態というのを調べれば一番いいわけですけれども、そうじやなくて、整備の関係もあつたり、十分にそのことができないというところで、いまの何か特別な装置で、それに近い状態にしているということがありますが、どうもそれでは不十分で、いわゆる動的検査というものが必要だといわれておるわけですが、その点についての将来的な展望についてお答えを願いたい。

○説明員(鶴田豊君) この排気ガスの検査につきまして、先生御指摘のとおり、継続検査と申しますが、一べん市販に出で、使用状態に入つてからの車の検査の場合には、その検査が非常に技術的にむずかしいということは、御指摘のとおりでございます。現在の車両検査でやつておりますのは、自動車のアイドリング時と申しますか、ちょうど、から回りをしている状態だと考えていただいているかと思いますが、その状態にして、一酸化炭素の濃度がどのくらいであるかということをはかっているわけでございます。これはまず、現在行なわれております測定技術から申しますと、一応、車両検査のように流れ作業で検査をするといいますが、テストをすると申しますか、そういうような、短時間にある性能をはかるやり方といたしましては、世界的に、この方法しかないと考えられている方法でござります。

それで、この方法と、それからいま先生がおっしゃつておりますところの、実際に走っている姿との関係、これはもちろん、われわれのほうも、研究所、あるいは世界的な研究論文もございますやり方との相関関係、これは技術的にわれわれは検討しておりますので、ある程度の相関関係が得られるということもわかつておりますので、その点で、いまの検査のやり方自体は、それなりに

意義のあるものと考えられております。ただ、問題は、将来、排気ガス規制が、一酸化炭素だけでなく、いろいろガスの種類があえてまいる。そうなりますと、この測定というものは、いまのままではどうにもなりません。これにつきましては、非常に正直に申し上げまして、車両検査というような姿でやるような技術は、世界的にまだ開発をされておりません。しかし、時間の経過とともに、研究室で測定することは、これは可能でございます。そういう意味で、現在でも、すでに新型の、メーカーから届けのありました新しい車のテストをする際には、十分時間をかけて、いわゆる実験室的な測定をやっております。それから新しい炭化水素あるいは窒素酸化物、こういうようなものを、保安基準で将来規制をいたします」と、車両検査でどうやって測定するかということは、目下、正直に申し上げまして、国の研究所、総力をあげて検討いたしております。まだ世界的にはこれができておりませんので、われわれでもできるだけ早くそういうことができるようには希望しているわけでございます。

○伊部真君 いずれにしても、アメリカでもマスク法で、七五年型から排気ガスを九〇%減量させなければならぬという状態になつて、いるのです。排気ガス問題、騒音問題といふものの、公害問題といふのはたいへん大きな問題になつてくると思います。そういう意味では、ひとつこれは審査の面におきましても、あるいは検車の場合におきましても、十分な配慮を願いたいというふうに思っています。

○説明員(岡田豊君) それから、いま認証工場あるいは指定工場はどういう手続によって、そして、大体全国的に幾らぐらいあるのか、概要でけつこうですからお知らせいただきたいと思います。

然、こういう指定をやります際には現地調査もいたしますし、それから認証工場としてすでに実績を持つておりますので、その認証工場自体の検査設備、これが優良なものというようなことも条件につけてやっているような事情でございます。現在の数で申し上げますと、四十六年十二月で七千二百二十八が指定になつております。

○伊部真君　そこで、私は大臣にお聞きをいたしますが、直接その検車を国が行なうという制度ですね、いまあります陸運事務所を通じての直接検査、あるいは指定工場で保安の適合証をやる、いわゆる民間でやらずして、そうしてそれを陸運事務所でそれぞれの条件に合っているかどうかといふことを照合して検査証を出すということ、二つになつておりますね。この割合は、いま大体、自動車を入れますと二千万台の車両のうち、どの程度が理想的だといわれるのか。かつて衆議院の中でも、民間が七〇、それで国が直接やるのが三〇になつておりますね。この点をひらくとお聞かせいただきたい。

○政府委員(野村一彦君)　ただいま先生のお尋ねでございますが、昭和三十七年に指定整備事業制度が発足をいたしまして約十年経過したわけでござります。もちろん、自動車の検査ということについては最最終的に国が責任を負うべきものでございますが、自動車の製造技術が非常に進み、また自動車の普及が進み、それに伴つて自動車の修理技術、整備の技術、検査能力というものが進んできたということです。そういう民間の技術的な能力を活用をするということは、あわせて増大する自動車の需要にもこたえるゆえんであるといふことでやつてしまいまして、昨年でございましたが、本院並びに衆議院の運輸委員会等でも御質問がありましたとき現在の時点において申し上げますと、大体三〇%弱が民間の指定整備工場で取り扱っているペーセンテージでございます。したがつて、国が七〇%強の検査をやつているわけ

は、民間の指定整備事業を育成、強化をして、そしてやがては逆にいたしまして、国が三〇%、民間が七〇%に持つていただきたいということです。予想したデンボよりは、いろいろな事情がありますましては、おおむね民間が四〇%、国が六〇%という数字になっております。これは私どもの当初予想から、國は三〇%程度を受け持ち、七〇%程度は民間の能力に期待をするという方向で進めていきたいということで、やはり國が最後の保障であり、民間の技術力を当面活用して、自動車需要の伸びにこたえていくようにしていきたいというのが現在の方針でございます。

○國務大臣（丹羽喬四郎君） ただいま私に対しての御質問でございましたので、私からもひとつお答えを申し上げます。

実際申しまして、私が率直に考えておりますのは、民間が七〇%、国が三〇%と、必ずしもそういったよなうな事情にあるとは私は思えない次第でございまして、これはやはり自動車が非常に台数が普及してまいりまして、それに対しまして国家公務員技術者の確保ということがとても追つかない、検査員が追つかないということが一番の大きな原因じゃないか。民間におきましても、そういう修理をしようとやっている方が多い、修理をやっている方は、安全性というものについてはやはりしょっちゅう考えてやつておる、むしろそういう点におきましてはほんとうに安全性を考えておる、その安全性の検査について、むしろ技術におきましても國家公務員よりも優秀な者が相當いるんじやないかということが一つございます。それともう一つは、いま申しました通り、国家公務員でその技術者を確保することができにくくなつたということ、もう一つは、一つのあれといたしましては、しかし国家公務員は万一本正な検査はしない、また、したらすぐに、公

○伊部真君 私がちよつとわかりにくかったのは、七〇とか三〇というのは何で出たんだらうか、私はそんなことよりも、民間委託、いわゆる指定工場の整備をやった結果がよければそっちに重点がいくだらうし、そうでなければやっぱりこっちのほうの検査機能というものを強化していくということが私は筋ではなからうか。そういう意味で、どうも七〇とか三〇とか、逆転させていかなければならぬというような方針があるようなんので、おしろそういうことでなしに、実際に発をしてみて、そして結果を追跡検査して調査でもしてみて、どす方法がいいか、やっぱりいはうをとつていろいろなことがほんとうじやなかなう

がどのような状態であるということは非常に関心を持つべきことだと思うのです。そこで、指定工場のことでもあります、認証工場よりはこれは性能的にもあるいは設備の面でもいいのはあたりまえで、いいから指定されたんだと思うのでありますけれども、認証工場のうちで優良工場としての実績を持ったということになりますから。しかし、一般的にいわれておることは、指定工場必ずしもユーチャーにとってはいい点ばかりではない。たとえば事実問題として、今までトラックばかりやっていた工場に軽を持つていつたり乗用車を、持つていつたりするとやはり評判が悪いとか、これはその工場、工場にやはりカラーがありますから、そういう問題もありましょう。しかし、一般

機関の発達、その他いろいろの機械器具の発達に伴いまして、やはり公衆の便利を守るために、民間の技術者にもそれ相応の安全性についての責任分担と申しますか、これは法律上の責任分担ではございませんが、やはり社会の一つのシステムとしての責任分担をやつてもらおうということが当然将来においては要求されてくる。また、それをやはりこちらにおきまして習熟せしめる、民間の方にもそれを手伝つてもらうということが必要になつてくるのではないか。一例をあげますと、先ほど局長から御答弁をいたさせましたうち、高圧ガスにつきまして民間的な協会でもつてやらせておられる、それから一般のガス事業につきましてもなかなかにいまの発展するところのいろいろの機械器具の使用、それに対する安全性の確保といふものは非常にむずかくなつてきている、その点でやはり私は民間の協力を求めることが正当な行為ではないか、こういうふうに考えておる次第でございます。

ろうか、そういう意味でどうお考えなのか、その点をお聞きをしておるわけです。

○説明員(近藤謹彦君) 行政管理庁におきまして
昨年の十月から十一月にかけまして、東京、埼
玉、宮城、山形、大阪、福岡、鹿児島の七都府県
につきまして、指定工場と認証工場につきまして
調査いたしました。その結果、指定工場につきま
しては不適切な事例はごく一部しか見られなかつ
た、一方、認証工場につきましては零細企業が非
常に多くござります関係もございまして、不適切
な事例、運用が見られたという結果が出ておりま
す。現在こういった事例を集積しまして取りまと
めておりますが、基本的には民間の点検整備能
力の活用をはかる上から、自動車整備事業者の指

的にいって本質が高いということは言えるのですが、それと同時に非常に値が高い。大体われわれのほうも、二万円とか三万円とかいわれるのでですが、どうも状態について掌握しにくいわけですけれども、一般的にいって同じ車で大体金額はどの程度なのか、普通車でどの程度で、その格差というものを調査されたことがありますか。

○説明員(隅田豊君) 特に指定整備工場と普通の認証工場の整備の値段というものを調べたことはございません。ただ、一般的に整備料金としては常にいろいろ問題がございますので調べておりますが、参考までに申し上げますと、車検を受けるとこの整備が認証工場でも行なわれておりますし、指定整備工場でも行なわれておるわけでございますが、これは普通常識的に三万円ぐらいといわれております。

○伊部真君 ここで私は指定工場の問題について、非常に気になりますので、先般行なわれました茨城の行政監察局の監察概要というのがございます、この件について行政管理庁のほうから出席を求めておりますが、行政管理庁のはうで、この茨城の監察概要の報告後に、福岡あるいは埼玉、それから東京、大阪その他かなりの府県でありますけれども、監察をされたというふうに聞いており

○政府委員(野村一彦君) 茨城の行政監察局から御指摘がありました直後、私ども、これは非常に何といいますかシビアな指摘でございますので、まさに意外な感じがしたわけでございました。いろいろその後、東京陸運局の整備部長を現地に行かせまして、実際に調査をしたわけでございますが、たとえば、いま先生のおっしゃいました不良車を合格させている例が見られる、これは一つの例でございますが、実際は必ずしもそうではなくて、たとえばスピードメーターの検査の方が適切でなかつたというような事例はあつたということを確認をいたしております。したがいま

○伊部真君 それでは便宜上茨城の行政監察概要に基づいてひとつ聞きたいと思いますが、この中の勧告の一に、陸運事務所における車両検査の実施状況について出ております。これが非常に不適切であるといわれておりますね。勧告の一としては「整備不良車を合格させている。」という事実、この事実はあるわけですか。

○説明員(近藤輝彦君) その事実につきましては十分な詰めが行なわれてなかつたわけでございますけれども、今回新たに監察しましたときには、そういう事例はございませんでした。

○伊部真君 これは局長どうなんでしょうか。整備不良というのは、これは整備というのではなくかやつぱり健康診断みたいなもので、この点まで十分であつたか不十分であつたかということは、不十分といえばいつの場合でも不十分ということは言えるわけですね。これは行政管理庁の監察官

○伊部真君 それでは、具体的に文書になつておるのは茨城の行政監察局の監察概要ですね、そのほかは文書にまだなつておりませんね。

○説明員(近藤輝彦君) 現在まだなつておりますん。

して、ちょっとこの表現について私ども必ずしも納得しかねる問題がございますが、技術的な問題について東京陸運局の整備部長が調査し、また私

ういう意味で、抜き取りというやり方の問題でござりますが、われわれといたしましては、やはり隨時監査その他のチャンスを利用してできるだけ

のじやないかと検査官が思つたものについては定期点検記録簿を十分に見ていく、やらしていく、そういう意味での、従来よりチェックを強化して

経済の問題もありましょうが、今までの実績からいいますと、大体それくらいになつていく。年々の成長率からいきますと、そういうことをい

た結果、必ずしもこういう不良車を合格させているということではなくて、検査の方法等に至らぬ点があつた、あるいはあらゆる点があるといふことは、これは私どもも承知いたしておりま

査官が直接検査をされる場合、これはそれなりに納得すぐだと思うのでありますけれども、私は、やっぱりときには指定工場で行なつて、こっちのほうで書類だけの審査を突き合わせて——照合というのがありますが、そのルールがあります。その場合も、ときどきはやはり内容的に検査すると、いうことは必要なことではなかろうか。たまたま指定工場に對して立ち入りされるという場合がありますけれども、それとは別にして、抜き取り検査をときどきするほうが私はやっぱり指定工場の

○説明員(隅田豊君) 指定整備工場でやります検査の質を確保することは非常に大事なことでござります。われわれもいろいろ苦心しているところでございます。ただ、たとえば十台に一台必ず車検場に抜き取り的に持っていくとか、こういうことをもしやるといたしますと、普通の指定整備工場へ車を整備委託したお客様のほうの立場になりますると、検査場へ行かないでも指定整備工場で検査が済むということで、普通の場合、たとえばやはり整備のトータル日数が短くなるとか、そういうメリットがあるわけでございます。早く全体の検査が済む、そういうようなことがございまますので、突然、ユーチーは全然知らないのに抜き取りに持つていかなければならぬからということになりますと、これはちょっと役所の強権をもつてやるにはなかなか問題が出てくると思います。そ

「あんなことにはどうも受け取れないわけでありまして、この勧告は、私はその意味では必ずしものを射たものではないと思います。しかし、これに対する回答としておるのは、「義務づけているものではないが指導としては今後チェックを充実したい。」と、こういうふうに出ております。やるつもりなのか、やらぬつもりなのか、明らかにしてもらいたい。

○説明員(隅田豊君) せつかくとつてあるデータでござりますので、全然やらないつもりといふのではありません。しかし、それじゃ一枚一枚を、すべてを完全に見ていくかといいますと、これも不可能でございます。そういう意味で、やはり現実の車というものがその場合来ておりますので、その車を見ながら、これはちょっともう一度、保安の整備の状態を反省してみる必要があるべん

○伊部真君 行政管理庁はけつこうです。
次に、この検査協会が現在の時点で五百四十名程度で出発をさせたいということでありますけれども、新規車両というものは年々えていくわけですね。推定でも、いま、四十七年、八年で五十四万台になります。下請に出してもこれは整備としては認められます。

○伊部真君 検査協会は何の任務を持って出発をするのかということなんありますけれども、これは七十六条の二十七に明らかにされではおりまます。しかし、この内容については私どうもしつくりこない点がありますのでお聞きをしておきたいと思います。一つは検査業務。軽自動車の検査あるいは民間指定工場等の保安基準の適合証との照合、それによる検査証の発行、この業務がありまですね。それから二番目には、軽自動車にかかるわるい自動車重量税の納付の確認及び税額の認定の事務がありますね。三番目には、軽自動車の自動車税の納付の確認。四番目には、自動車損害賠償保険を締結しているかどうかの確認。こういうことに

○説明員(隅田重君) そういう場合には、私たちと一緒にしましては、やはり指定整備工場の立ち入り検査、監査、これをフルに活用いたしまして、そういうものの発見につとめていきたいと考えております。ただ、下請と申しましても実はいろんなものがござります。保安基準と関係のないと申し

推算いたしましたところでは、たとえば五十一年に軽自動車の検査対象になります三、四輪車は六百五十四万台くらいになるだらうという推定をしております。現在は六百万台くらいでござりますので、そうけた違ひの数字にはならないのではないか。もちろん業務量がある程度あるわけでござ

直樹を行方不明にして、彼の行方を尋ねる連絡が多
い。下請に出て、それをいかにも指定工場で
やったような形にしてやっているという事実はない
のか。これは往々にして考えられることです。
そういうものに対してもう検査をするのか、取り
締まりをするのか、その点についてお答えをいた
きたい。

四十人がこれから人員増加によってある程度検査協会の人員をふやしていくということに理解をしていいのかですね。

○伊部真君 次に、あまりこまかいことは省きまして、指定工場が下請さしているというふうなことの実害はないのかどうか、認証工場で。実は、この資料の何というか、「勧告」の中の⑤のこところに出てるわけでありますけれども、「指定整備事業者が、他の事業者で整備した車両について

は百五十万台ぐらいになるのじゃないかといふうに推定をされておるわけですが、そうする
と、結局これは、いまの五百四十人が、そのまま
でおきますと、結局、指定工場のはうに行かざる
を得ないと、いうふうなことになりますね。そ
ういうふうに理解していいわけですか。あるいは五百

なるのですが、私は、どうもこの業務の大きな点としては、いわゆる二番、三番、四番の仕事がかなりウエートを占めるのではないか。人員的には先ほど言つたように半々ぐらいでありますよけれども、税金だとか、あるいは保険が締結されるか、どうかというほうの監督の役目をする、平たく言えばそういうことだと思います。そういう業務を、いわゆる法人である検査協会といふものにゆだねるということのは非論について私はどうもしつくりかないわけであります。その点は、何か本田の欠陥車から端を発して軽自動車に対する検査制度といふものがいわれてきました。ことに、非常に積極的になつた一つの理由というのは、私はこの辺にあるのではなくかと、いうふうな感じがするわけですから、税金の徴収の問題、たとえば軽自動車の場合には、軽四の場合は初めてのときには税金を取る、その場合には明確でなければ、継続の場合には、どうも自動車税が、そういう点チェックする場がないので、検査制度が非常に都合がいいということで検査協会を設立するというふうな感じがしてなりません。そこら辺のことについてひとつお答えをいただきたい。

○政府委員(野村一彦君) ただいま先生の御質問にございまする七十六条の二十七、ここに業務がいろいろと書いてございます。この中で、第一の「軽自動車の検査事務」、これがもちろん中心でござります。ただ、ここにござりますように、「重量税の納付の確認及び税額の認定の事務」、そういう事務をいわば付帯的な事務としてやるわけでございますが、この協会の設立の目的は、もちろんその徴税業務に協力することではなくして、継続、つまり軽自動車について継続検査、一年ごとにやる検査そのものの実施ということが最大の目的であることは当然でございます。たしかに、従来も国の陸運事務所で検査をやっておりました場合に、その納税の事務について、これは国の方針として自動車の実態を最も把握しておると、そして検査という定期的にチェックの業務を

やつておるところで、これはチェックをするとといふことでございまして、いわゆる税額をきちんと納めておるか、あるいは自賠責の保険をきちんと納めておるかということをチェックするといふことです。チェックの機会に、最も合理的な利用方法として、この陸運事務所で現在やつておりますのと同じようなことを協会の場を借りてやりたい。こういうことで、これは国の一つの事務の相互の、何といいますか、能率化、相互協力の一つの態様としてやっておるわけでございまして、これはあくまでも付帶的、付隨的な業務でございます。当然、検査協会の設立の目的は、軽自動車の継続検査を二年ごとに実施をするということが主目的であります。この点は先生の御指摘のようなことが主目的ではございませんので、その点は御理解いただきたいと思いまます。

○伊部真君 どうもそちら辺が私にはしつくりとございませんが、それでは「一号に「重量税の額といふもので、あれにござりますように、自動車の大きさ、トン数等によって額が違つております。また、その徴収の期間等も違つております。そういうもので、まず自動車重量税を、これは印紙または現金をもつて納めたかどうかと、うことをチェックするわけですが、それが納付の確認といふことをなすので、七千五百円、一百円を、軽自動車の重量税を納めたかどうかと、うことをここで届け出をして、検査を受ける前に、回限りといふことになつておりますので、七十五円を、チェックをするということござります。額と、それから納めたかという、納付という行為が現実

○伊部真君 これは二輪車の場合は四千円で、普通の、それ以外の軽自動車の七千五百円という、クをすると、こういうことでござります。その二つの種類だけですね。私はどうもこの検査協会というものが出发をしたのが、そこら辺に理由があるような気がしてならぬのは、最近それで軽自動車の事故件数というのがふえておるのかといったら逆に減っていますね。そっちのほうから出された数字を見ますと必ずしもふえている状態ではありますね、最近の事故件数というものは。事故件数はそんなにふえていないけれども、非常にここの方案は別にして、これは非常に早く熱心にやられるわけであります。どうもそういう点では自動車税のほうとかあるいは重量税のほうに別のほうから督促がきて、そのチェックをして、それを増収を見込んで予定をしてこういうものを出しているのじやないかというような感じがしてならないわけで、事故対策とか安全とかいう問題よりも、そっちのほうが重点じやないかというような気がいたします。最近の事故の状態について、それじゃひとつ説明を願います。

○政府委員(野村一彦君) 事故の件数が減つておるのでないかと先生おっしゃいましたが、そうではございませんで、たとえば四十三年全事件の件数を見ますと、軽三、四輪、すなわち今度の検査の対象になつておる件数は、七万七千五百十件でございます。四十四年度は九万一千六百八十五件、四十五年度は九万五千八百二十九件といふうに件数そのものはふえております。ただ、そういうふうにふえておりますけれども、比率で見ますと、これは全事故件数のうち、いま私が申し上げました件数のうち、この車両事故件数、これは四十三年が四百八十八、四十四年が四百三十五、四十五年が三百九十というふうになつておりますが、事故の件数そのものはふえておるわけござりますから、その点はひとつそういうことで考えておりまして、私ども決して微税のために軽の検査をするというようなことではございません。

○伊部真君 これは車があえているわけですか
ち、件数は、数はあるのはあたりまえですけれども、相対的にいつ事故の内容が減ってきてないという感じからすると、どうも税金対策のような気がしてなりません。まあ、いずれにいたしましても、まだ私は、この検査協会をつくらなければならぬという理由についてはどうも納得がいかぬわけです。というのは、まだまだこれは質問をしていかなければその点が十分ではないと思いま
すが、いずれにしても、いまの陸運事務所、陸運局の機構があり、設備があるのに、その設備と監督機能といふものとは別にこういうものをつくるということは、私は必ずしも能率的ではないと思うのであります。何かそういう合理性といふものに欠けておると思うのに、これが出発さしておるというところに私は一つの疑問があります。
しかし、時間がもうありませんので、きょうはこの程度で質問を終わって、明日続けたいと思います。

号)(第一九八八号)(第一九八九号)(第一九九〇号)(第一九九一号)(第一九九二号)(第一九九三号)(第二〇五四号)

一、国鉄運賃値上げ計画の撤回、地方公聴会開催等に関する請願(第一九九四号)

第一八二四号 昭和四十七年五月十二日受理

国鉄運賃値上げ反対等に関する請願
請願者 山口県宇部市小串筆尾 中村豊外百四十名

紹介議員 伊部 真君
この請願の趣旨は、第一六四八号と同じである。

第一八二五号 昭和四十七年五月十二日受理
国鉄運賃値上げ反対等に関する請願
請願者 山口県小野田市南中川町 河内清明百四十三名

紹介議員 杉原 一雄君
この請願の趣旨は、第一六四八号と同じである。

第一八二六号 昭和四十七年五月十二日受理
国鉄運賃値上げ反対等に関する請願(一通)
この請願の趣旨は、第一六四八号と同じである。
請願者 山口県宇部市小串黒岩 山根等外二百名

紹介議員 杉原 一雄君
この請願の趣旨は、第一六四八号と同じである。

第一九七四号 昭和四十七年五月十六日受理
国鉄運賃値上げ反対等に関する請願
請願者 木登美難外六百六十六名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一六四八号と同じである。

第一九七五号 昭和四十七年五月十六日受理
国鉄運賃値上げ反対等に関する請願
請願者 北海道空知郡富良野町落合 三木登美難外六百六十六名

紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第一六四八号と同じである。

第一九七六号 昭和四十七年五月十六日受理
国鉄運賃値上げ反対等に関する請願
請願者 荻野雄一外千百一十六名

紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第一六四八号と同じである。

第一九七七号 昭和四十七年五月十六日受理
国鉄運賃値上げ反対等に関する請願
請願者 町 蛭子惇外五百六十七名

紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第一六四八号と同じである。

第一九七八号 昭和四十七年五月十六日受理
国鉄運賃値上げ反対等に関する請願
請願者 山口潤子外百四十三名

紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第一六四八号と同じである。

この請願の趣旨は、第一六四八号と同じである。

第一九二二号 昭和四十七年五月十五日受理
国鉄運賃値上げ反対等に関する請願
請願者 東京都府中市白糸台二ノ一 増岡市郎外百八十五名

紹介議員 濑谷 英行君
この請願の趣旨は、第一六四八号と同じである。

第一九七九号 昭和四十七年五月十六日受理
国鉄運賃値上げ反対等に関する請願
請願者 東京都渋谷市小足立四九六ノ一一 野田力夫外九十三名

紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第一六四八号と同じである。

第一九八〇号 昭和四十七年五月十六日受理
国鉄運賃値上げ反対等に関する請願
請願者 北海道苦小牧市末広町四三ノ二 萩野雄一外千百一十六名

紹介議員 水口 宏三君
この請願の趣旨は、第一六四八号と同じである。

第一九八一号 昭和四十七年五月十六日受理
国鉄運賃値上げ反対等に関する請願
請願者 千代子外四百二十三名

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一六四八号と同じである。

第一九八二号 昭和四十七年五月十六日受理
国鉄運賃値上げ反対等に関する請願
請願者 千代子外四百二十三名

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一六四八号と同じである。

第一九八三号 昭和四十七年五月十六日受理
国鉄運賃値上げ反対等に関する請願
請願者 田代 秀三君

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一六四八号と同じである。

第一九八四号 昭和四十七年五月十八日受理
国鉄運賃値上げ反対等に関する請願(二通)
請願者 滋賀県大津市阪本町一、六四五

紹介議員 伊部 真君
この請願の趣旨は、第一六四八号と同じである。

第一九八五号 昭和四十七年五月十八日受理
国鉄運賃値上げ反対等に関する請願
請願者 陈野ミサ子外八百十九名

紹介議員 森 元治郎君
この請願の趣旨は、第一六四八号と同じである。

第一九八六号 昭和四十七年五月十八日受理
国鉄運賃値上げ反対等に関する請願
請願者 埼玉県深谷市幡羅町一ノ七ノ一

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一六四八号と同じである。

第一九八七号 昭和四十七年五月十八日受理
国鉄運賃値上げ反対等に関する請願
請願者 埼玉県与野市上峯五四〇 菊地智子外八千四百三十七名

紹介議員 濑谷 英行君
この請願の趣旨は、第一六四八号と同じである。

第一九七八号 昭和四十七年五月十八日受理
国鉄運賃値上げ反対等に関する請願(二通)

請願者 北海道登別市鶯別町一〇六ノ一 上小倉信一外四百九十四名

紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第一六四八号と同じである。

第一九八四号 昭和四十七年五月十六日受理
国鉄運賃値上げ反対等に関する請願
請願者 北海道苦小牧市双葉町一五ノ二 曽木八重子外六百七十五名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第一六四八号と同じである。

第一九七九号 昭和四十七年五月十六日受理
国鉄運賃値上げ反対等に関する請願
請願者 東京都渋谷市小足立四九六ノ一一 遠藤とき外十四名

紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第一六四八号と同じである。

第一九八〇号 昭和四十七年五月十六日受理
国鉄運賃値上げ反対等に関する請願
請願者 北海道苦小牧市末広町四三ノ二 萩野雄一外千百一十六名

紹介議員 水口 宏三君
この請願の趣旨は、第一六四八号と同じである。

第一九八一号 昭和四十七年五月十六日受理
国鉄運賃値上げ反対等に関する請願
請願者 千代子外四百二十三名

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一六四八号と同じである。

第一九八二号 昭和四十七年五月十六日受理
国鉄運賃値上げ反対等に関する請願
請願者 田代 秀三君

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一六四八号と同じである。

第一九八三号 昭和四十七年五月十六日受理
国鉄運賃値上げ反対等に関する請願
請願者 山下修平外二千四百一名

紹介議員 伊部 真君
この請願の趣旨は、第一六四八号と同じである。

第一九八四号 昭和四十七年五月十八日受理
国鉄運賃値上げ反対等に関する請願(二通)
請願者 滋賀県大津市阪本町一、六四五

紹介議員 伊部 真君
この請願の趣旨は、第一六四八号と同じである。

第一九八五号 昭和四十七年五月十八日受理
国鉄運賃値上げ反対等に関する請願
請願者 陈野ミサ子外八百十九名

紹介議員 森 元治郎君
この請願の趣旨は、第一六四八号と同じである。

第一九八六号 昭和四十七年五月十八日受理
国鉄運賃値上げ反対等に関する請願
請願者 埼玉県深谷市幡羅町一ノ七ノ一

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一六四八号と同じである。

第一九八七号 昭和四十七年五月十八日受理
国鉄運賃値上げ反対等に関する請願
請願者 埼玉県与野市上峯五四〇 菊地智子外八千四百三十七名

紹介議員 濑谷 英行君
この請願の趣旨は、第一六四八号と同じである。

第一九七八号 昭和四十七年五月十八日受理
国鉄運賃値上げ反対等に関する請願(二通)

この請願の趣旨は、第一六四八号と同じである。

第一九八四号 昭和四十七年五月十六日受理
国鉄運賃値上げ反対等に関する請願
請願者 北海道苦小牧市双葉町一五ノ二 曽木八重子外六百七十五名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第一六四八号と同じである。

第一九七九号 昭和四十七年五月十六日受理
国鉄運賃値上げ反対等に関する請願
請願者 東京都渋谷市小足立四九六ノ一一 遠藤とき外十四名

紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第一六四八号と同じである。

第一九八〇号 昭和四十七年五月十六日受理
国鉄運賃値上げ反対等に関する請願
請願者 北海道苦小牧市末広町四三ノ二 萩野雄一外千百一十六名

紹介議員 水口 宏三君
この請願の趣旨は、第一六四八号と同じである。

第一九八一号 昭和四十七年五月十六日受理
国鉄運賃値上げ反対等に関する請願
請願者 千代子外四百二十三名

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一六四八号と同じである。

第一九八二号 昭和四十七年五月十六日受理
国鉄運賃値上げ反対等に関する請願
請願者 田代 秀三君

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一六四八号と同じである。

第一九八三号 昭和四十七年五月十八日受理
国鉄運賃値上げ反対等に関する請願(二通)
請願者 滋賀県大津市阪本町一、六四五

紹介議員 伊部 真君
この請願の趣旨は、第一六四八号と同じである。

第一九八四号 昭和四十七年五月十八日受理
国鉄運賃値上げ反対等に関する請願
請願者 陈野ミサ子外八百十九名

紹介議員 森 元治郎君
この請願の趣旨は、第一六四八号と同じである。

第一九八五号 昭和四十七年五月十八日受理
国鉄運賃値上げ反対等に関する請願
請願者 埼玉県深谷市幡羅町一ノ七ノ一

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一六四八号と同じである。

第一九八六号 昭和四十七年五月十八日受理
国鉄運賃値上げ反対等に関する請願
請願者 埼玉県与野市上峯五四〇 菊地智子外八千四百三十七名

紹介議員 濑谷 英行君
この請願の趣旨は、第一六四八号と同じである。

第一九八七号 昭和四十七年五月十八日受理
国鉄運賃値上げ反対等に関する請願
請願者 埼玉県与野市上峯五四〇 菊地智子外八千四百三十七名

紹介議員 濑谷 英行君
この請願の趣旨は、第一六四八号と同じである。

第一九七八号 昭和四十七年五月十八日受理
国鉄運賃値上げ反対等に関する請願(二通)

紹介議員 横川 正市君
この請願の趣旨は、第一六四八号と同じである。

請願者 滋賀県八日市市下二保町四四〇
村田昭三外六千五百八十二名
紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第一六四八号と同じである。

第二三四七号 昭和四十七年五月十八日受理
国鉄運賃値上げ反対等に関する請願(通)

請願者 滋賀県彦根市極楽寺町四八八
橋ちよ外六千七百一名

紹介議員 森中 守義君
この請願の趣旨は、第一六四八号と同じである。

第一八五一号 昭和四十七年五月十二日受理

関西新国際空港の神戸ポートアイランド沖建設反対に関する請願

請願者 兵庫県芦屋市親王塚町一ノ九 西
牧ユキヨ外三百九十三名

紹介議員 佐々木静子君
この請願の趣旨は、第四九一号と同じである。

第一九八五号 昭和四十七年五月十六日受理
国鉄運賃値上げ計画の撤回等に関する請願

請願者 広島県因島市大浜町六五一ノ二
五島一外三百四十九名

紹介議員 伊部 真君
この請願の趣旨は、第一五七九号と同じである。

第一九八六号 昭和四十七年五月十六日受理
国鉄運賃値上げ計画の撤回等に関する請願

請願者 広島県因島市田熊町一、四八一
岡野都外三千六百二十一名

紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第一五七九号と同じである。

第一九八七号 昭和四十七年五月十六日受理
国鉄運賃値上げ計画の撤回等に関する請願

請願者 広島県竹原市下野町四、四四九
砂原敏枝外三千五百四十名

紹介議員 工藤 良平君
この請願の趣旨は、第一五七九号と同じである。

この請願の趣旨は、第一五七九号と同じである。

第一九八八号 昭和四十七年五月十六日受理
国鉄運賃値上げ計画の撤回等に関する請願

請願者 徳島県海部郡牟岐町 宮崎つる枝
外八百十七名

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一五七九号と同じである。

第一九八九号 昭和四十七年五月十六日受理
国鉄運賃値上げ計画の撤回等に関する請願

請願者 広島県吳市西辰川町一ノ九ノ四一
栗本政夫外八百七十三名

紹介議員 鈴木 強君
この請願の趣旨は、第一五七九号と同じである。

第一九九〇号 昭和四十七年五月十六日受理
国鉄運賃値上げ計画の撤回等に関する請願

請願者 広島県吳市土生町一江の内 岡
野利徳外三千六百五十七名

紹介議員 潘谷 英行君
この請願の趣旨は、第一五七九号と同じである。

第一九九一号 昭和四十七年五月十六日受理
国鉄運賃値上げ計画の撤回等に関する請願

請願者 徳島県海部郡牟岐町東の東 伊勢
しづ子外九百三十一名

紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第一五七九号と同じである。

第一九九二号 昭和四十七年五月十六日受理
国鉄運賃値上げ計画の撤回等に関する請願

請願者 徳島県海部郡牟岐町 加島松代外
千二百三十五名

紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第一五七九号と同じである。

第一九九三号 昭和四十七年五月十六日受理
国鉄運賃値上げ計画の撤回等に関する請願

請願者 徳島県海部郡牟岐町 加島松代外
四四九

紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第一五七九号と同じである。

請願者 徳島県海部郡牟岐町西 沖吉由美
子外七百七十九名

紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第一五七九号と同じである。

第二〇五四号 昭和四十七年五月十七日受理
国鉄運賃値上げ計画の撤回等に関する請願

請願者 岡山市赤坂本町ハノ一〇岡山県生
活協同組合連合会内 塩田寅雄外
二百七十六名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第一五七九号と同じである。

第一九九四号 昭和四十七年五月十六日受理
国鉄運賃値上げ計画の撤回、地方公聴会開催等に
関する請願

請願者 東京都杉並区天沼三ノ二三ノ二五
曾我部真代子外二百五名

紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第一五七九号と同じである。

第一九九五号 昭和四十七年五月十六日受理
国鉄運賃値上げ計画の撤回、地方公聴会開催等に
関する請願

請願者 東京都杉並区天沼三ノ二三ノ二五
曾我部真代子外二百五名

紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第一五七九号と同じである。

第一九九六号 昭和四十七年五月十六日受理
国鉄運賃値上げ計画の撤回、地方公聴会開催等に
関する請願

請願者 東京都杉並区天沼三ノ二三ノ二五
曾我部真代子外二百五名

紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第一五七九号と同じである。

第一九九七号 昭和四十七年五月十六日受理
国鉄運賃値上げ計画の撤回、地方公聴会開催等に
関する請願

請願者 東京都杉並区天沼三ノ二三ノ二五
曾我部真代子外二百五名

紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第一五七九号と同じである。

第一九九八号 昭和四十七年五月十六日受理
国鉄運賃値上げ計画の撤回、地方公聴会開催等に
関する請願

請願者 東京都杉並区天沼三ノ二三ノ二五
曾我部真代子外二百五名

紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第一五七九号と同じである。

会を設置し、国鉄運営に反映させること。

五、地方において本院運輸委員会主催のもとに地
方公聴会を開き、利用者の意見をきく機会を設
けること。

六、国鉄をはじめ、すべての交通機関を真に國民
に奉仕するものにするため、とくに形がい化し
た運輸審議会を抜本的に改革し、消費者団体の
代表を加え、利用者の意見を正しく反映できる
ようにすること。

紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第一五七九号と同じである。

五、地方において本院運輸委員会主催のもとに地
方公聴会を開き、利用者の意見をきく機会を設
けること。

六、国鉄をはじめ、すべての交通機関を真に國民
に奉仕するものにするため、とくに形がい化し
た運輸審議会を抜本的に改革し、消費者団体の
代表を加え、利用者の意見を正しく反映できる
ようにすること。

昭和四十七年六月十三日印刷

昭和四十七年六月十四日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

D